

第4回RD最終処分場問題対策委員会 議事録

平成19年5月17日

於：滋賀県農業教育情報センター

第3研修室(2階)

1. 開会	岡村委員 長	<p>それでは、定刻を少しおくれましたけれども、おそろいのようにございますので、第4回RD最終処分場問題対策委員会を開催させていただきます。 議事に入ります前に、まず会議の成立および配付資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。</p>
	司会	<p>皆さんご苦労様でございます。本日出席していただいております委員の皆さんにつきましては12名で、委員総数の半数を超えておりますので、RD最終処分場問題対策委員会設置要綱第5条第2項に定めます当委員会の成立要件を満たしていることをご報告いたします。 なお、本日の傍聴の方は、記名いただいておりますのは10名の方でございます。 また、議事に入っていただきます前に、日程の調整から今回初めてご参加いただきます委員の方で、梶山先生に自己紹介という形でよろしく願い致します。</p>
	梶山委員	<p>弁護士の梶山と申します。いろんな都合で3回出れなかったんですが、今日は初出勤ということで、よろしく願いいたします。</p>
	司会	<p>ありがとうございます。 また、本年4月1日付で県の人事異動によりまして事務局の職員に変更がございましたので、少しお時間をいただきまして、簡単に職員の紹介をさせていただきます。</p>
	山仲部長	<p>まず、琵琶湖環境部長の山仲でございます。</p>
	司会	<p>山仲です。どうぞよろしく願いします。 次に、資源循環推進課を改めまして循環社会推進課の藤川課長でございます。</p>
	藤川課長	<p>藤川です。よろしく願いします。</p>
	司会	<p>同じく主席参事の中村でございます。</p>
	中村主席	<p>中村でございます。よろしく願いいたします。</p>
	参事	<p>次に、最終処分場特別対策室室長の上田でございます。</p>
	司会	<p>上田でございます。どうかよろしく願いいたします。</p>
	上田室長	<p>最後になりましたけれども、私、事務局の運営を担当させていただいております花本と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p>
	司会	<p>それでは、議事に入ります前に、先に資料の確認をさせていただきます。 次第の方に出ておりますけれども、右肩に資料ナンバーが打ってございます。 A3の資料ですけれども、資料1から3まで綴じてあります。その後、資料番号としては真ん中のところに資料4、資料5となっておりますけれども、最終処分場周辺の住民生活環境調査報告書、野外環境汚染状況確認調査報告</p>

2 .
議題

(1)
生活環境
保全上の
支障につ
いて

岡村委員
長

書というのがございます。それから、右肩に資料4ということで、RD最終処分場におけるPCB廃棄物の取扱について、それから市観測井 No. 7からの総水銀の検出についてというのが資料5でございます。その後、参考資料としまして、A4の水色の表紙のものがございます。それから、委員さんから提出していただいております資料として、右肩に委員提供資料 から までございます。

以上が今日の資料でございます。あと、日程調整とか第3回の議事録等がついておりますが、その辺は終わりのときにまた言わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の方をよろしくお願いいたします。

今ご説明いただきました資料、そろっておりますでしょうか。

梶山委員

この資料は事前に送っていただいたのと同じなんですか。大体同じように思うんですけど。申し上げたいのは、事前に送っていただいたものをまたいただくとゴミが増えてしまいますので、余り同じものはいただきたくない。

上田室長

専門部会の資料を送らせていただいて、その後、専門部会のご意見をいただいた中で、反映させていただいたものを付加しておりますので、大まか一緒ですけども、修正がございます。

梶山委員

わかりました。

岡村委員

そういうことでございますので、よろしくお願いいたします。

長

それでは、これより対策委員会の議事に移らせていただきますけれども、多くの委員の皆さんにお集まりいただいておりますので、効率的な会議の開催を考えまして、終了予定時刻は午後4時ということになっておりますけれども、議論の進行状況によりましては少々延長させていただくことになるかもしれませんが、ご了承をお願いいたします。ただ、会場は5時ぐらいまでというふうに聞いておりますので、幾ら延ばしてもそれ以上は延ばすことができませんので、ご協力をよろしくお願いいたします。

卯田

まず、議題(1)現時点での生活環境保全上の支障についてご審議をお願い致します。これにつきましては、今お話にもありましたとおり専門部会で協議されておりますけれども、それを踏まえて事務局から説明をお願い致します。

それでは、資料1、現時点での生活環境保全上の支障について、事務局の方から説明させていただきます。

資料1の1枚目をめくっていただきたいと思います。前回の対策委員会、第1回専門部会等で、最終処分場の現状の評価と課題の整理に関してご議論いただきました。また、先日7日に開かれまして第2回専門部会では、廃棄物、浸透水、地下水、ガス、焼却炉を対象にいたしまして、現時点での生活環境保全上の支障についてご議論をいただきました。それをまとめたものを説明させていただきます。

まずは廃棄物でございますが、1ページの右側の表1.1に、RD社、佐野個人の許可も含めまして、最終処分業と中間処理業の許可品目の状況について取りまとめております。

最終処分業の方は、昭和54年からの瓦れき類に始まりまして、昭和57年に廃プラスチック類、ゴムくず、ガラス・陶磁器くず、瓦れき類の安定4品目となりまして、平成10年に最終処分業の廃業届が出るまで、この安定4品目についての埋め立てが続いております。

中間処理業の方につきましては、同じ表1.1でございますが、昭和59年からガラス・陶磁器くず、瓦れき類の破碎の許可に始まりまして、昭和61年に旧の木くずの焼却炉が設置され、木くずの焼却が始まりました。そして、平成元年に新しくもう1つ炉が設置されまして、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、瓦れき類の焼却が追加されました。平成2年に、医療系廃棄物に限りまして金属くず、あわせてガラス・陶磁器くずの焼却が追加されております。そして、平成5年に、平成3年の廃棄物処理法の改正に基づきまして、これは平成4年7月に施行されておりますけれども、特別管理産業廃棄物の区分が新設されたため、感染性廃棄物について、従前から処分業を営んでいる者については、平成5年6月まで許可なく取り扱うことができますが、その適用猶予期限前に特別管理産業廃棄物の焼却を新規に取得しております。後ほど説明がありますが、平成7年に木くずの焼却炉が更新されているという状況でございます。

めくっていただきまして、2ページでございます。安定4品目等の最終処分業の許可品目 - - RD社が持っているものでございますが、これらの規制に関する変遷についてご説明をさせていただきます。

RD社につきましては、廃プラスチック、ゴムくず、ガラス・陶磁器くず、瓦れき類の安定4品目でございますが、最終処分業の許可の取得後から廃業の届け出 - - 平成10年5月までの間には、表1.2にあります通り、平成7年に自動車等のシュレッダーダストが従来の安定品目から除外されております。廃業届の後になりますが、平成10年6月に改正施行された法律に基づきまして、有害物質や有機物が付着した容器包装、鉛ハンダ等が付着したプリント基板、ブラウン管等の鉛ガラス、木や紙が付着している石膏ボード等についても、従来の安定品目から除外されております。

表1.2の下の部分になりますけれども、平成元年11月に医療廃棄物処理ガイドラインが作成されまして、医療機関から出される注射器に血液等が付着した感染性のおそれがあるものについては感染性廃棄物と定め、その適正処理について運用しております。この後、平成3年10月に廃棄物処理法が改正されまして、翌年7月に改正施行されておりますが、このときに特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物が規定されております。このため、従来の医療機関で発生した廃プラスチック、ゴムくず、ガラス・陶磁器くず、瓦れき類の安定4品目に限りまして、感染性のあるものについては感染性廃棄物として特別管理産業廃棄物となっております。この改正施行の時点で、感染

性廃棄物は焼却等で感染性を除外してからでないとい埋め立てできないということになっております。

2 ページの表 1.3 に、既往調査で R D 処分場内で確認された廃棄物を挙げております。平成 11 年、12 年に実施した県 No. 5、KB1、KB2、KB3、そして昨年 3 月に実施している No.16-1、2、5 というのがございます。そして、R D の方がやっている平成元年度の施設 No. 1、No. 2、平成 10 年度に行っている溶融 No. 1、No. 2、No. 3 のそれぞれについてのボーリング調査をしたときの報告書と、2 段になります、高濃度の硫化水素が確認された場所を 1.5m のケーシングで調査したときの報告書、および西側平坦部でドラム缶が出たときの掘削調査の報告書から抜粋しております。内容等については、表 1.3 の通りでございますが、詳細については省略させていただきます。

これらの内容をまとめて、許可品目外ということで整理をさせていただきますと、今まで確認された物としまして、木くず、金属くず、段ボール、紙等があります。また、西市道側の平坦部で確認されているドラム缶に入ったコールタール、燃え殻等も確認されているということになっております。

次に、3 ページでございます。第 2 回の対策委員会、第 3 回の対策委員会で委員の方々から提供された資料、元従業員等の証言をまとめられたものなどですが、これらを表 1.4 にまとめさせていただいております。この内容については、最終処分または中間処理、焼却等のために R D 処分場に持ち込まれたものおよび埋設された物の情報について整理させていただいております。詳細については、省略をさせていただきます。

また、3 ページの左側の写真は、西市道側平坦部からドラム缶を掘削したときの状況写真を早川委員からいただいておりますので、これを掲載させていただいております。

廃棄物につきましては、前回の専門部会、対策委員会等でも説明しておりますが、有害産業廃棄物、特別管理産業廃棄物に該当するような溶出基準を超えたものについては特に確認をされていない、またはダイオキシン類が毒性換算濃度で 3,000pg-TEQ/g を超えるようなものについても確認されていない状況でございます。ここには書いておりませんが、後ほど説明させていただきます浸透水等からは維持管理基準を超えるヒ素とか鉛、ダイオキシン類等が出ておりますが、この件については後で説明させていただきます。

もう 1 枚めくっていただきまして、4 ページでございます。こちらの方では、西市道側平坦部の法面の状況について説明をさせていただいております。断面図が 4 ページの左側に載っておりますが、西側の法面については、ドラム缶が出てきたところでございますが、2 段の斜面になっております。上部の斜面につきましては、写真 7 にございますとおり低木等が生えておりまして、下部の急斜面の方にも植物が生えているような状況でございます。廃棄物が直接飛散するおそれは少ないと思われませんが、下部の急斜面の勾配については 1 : 0.5 になっておりまして、県が指導している 1 : 1.6 よりも急斜面になっております。

また、大雨等により一度浸透した水が法面から排出される吸い出しと呼ばれる現象がございますが、写真 8 にありますとおり吸い出し穴がございます。大雨等で大規模な崩落が生じる危険性もあると判断しております。廃棄物の飛散、流出を防止するためにも、法面の安定勾配化も考慮しなければならぬと考えております。

次に、5 ページでございます。こちらの方では、処分場内の覆土の表面情報を記載しております。降雨等による表流水につきましては、処分場の上部の平坦部については、法肩に素掘りの排水路がございます。法面の素掘りの縦排水路を通じて、処分場の上面については調整池に導かれているという状況でございます。

覆土の状況につきましては、北尾側の平坦部、法面、また北側の平坦部と法面、そしてドラム缶が出ているところよりも北側の西側法面については一部覆土されているような状況でございます。また、上部の平坦部については北尾側等で覆土されておりまして、現在建屋が残っている管理棟とか焼却炉の周辺についてはアスファルトとかセメント、砂利等で覆われております。このページで着色していない部分については、覆土がされていないところでございます。

このように、地表面に廃棄物が出ているようなところもございまして、廃棄物の飛散、流出の防止については、先ほどの法面の安定勾配を含めまして、覆土等についても考慮しなければならぬと考えております。

次に、6 ページでございますが、浸透水になっております。ここで説明を交代させていただきます。

谷本

浸透水でございます。網掛けは、これまでの分析結果の平均値が安定型最終処分場の浸透水の基準値を超過した箇所を示しています。フッ素、ホウ素につきましては、地下水の環境基準を超過した箇所を示しています。結果と致しまして、ヒ素、ベンゼン、COD、ダイオキシン類が浸透水の基準を超えて、フッ素、ホウ素が地下水の環境基準を超えています。

次に、地下水でございます。第 1 回専門部会および第 3 回委員会で、Ks2 の帯水層の地下水が汚染されており、最も深い帯水層 Ks0 層の地下水は汚染されていないという審議結果を得ております。

次に、表 1.6 でございます。これも先ほど説明しましたように、網掛けは、これまでの分析結果の平均値が対策委員会で決まった基準 - - 処分場内は安定型処分場の周縁地下水基準値を、処分場外は地下水の環境基準値を超過した箇所を示しています。

少し個別で説明させていただきますと、想定される地下水流向の上流側に当たる処分場南東側で、Ks2 帯水層の観測井戸 No. 2 において、ヒ素が基準値を超過しています。

処分場南西側では、Ks2 帯水層の観測井戸市事前 No. 2 および市事前 No. 7 において、ヒ素、鉛、ホウ素、COD が基準を超過しています。次に、Ks1 と Ks2 の帯水層の水を混合した状態で採水しております No. 3 において、

ヒ素、ダイオキシン類が基準を超過して検出されています。

想定される地下水流向の下流側、処分場直下流の経堂池上流では、Ks2 帯水層の観測井戸 No. 1 においてシス-1,2-ジクロロエチレンが、県 No. 9 において鉛、ホウ素が、市 No.10 においてホウ素が基準を超過して検出されています。また、沖積層の観測井戸 No. 2 においてホウ素、COD が基準を超過しています。

経堂池下流では、Ks2 帯水層の観測井戸 No. 3 において総水銀が基準を超過しています。

次に、地下水の利用状況を説明させていただきます。

地下水の利用状況は、栗東市が平成 13 年 7 月にアンケート調査により実施したものをここでまとめさせていただいております。ここでは、想定される地下水流向の下流側左右 90 度の範囲の井戸を対象にして集計をしております。

結果は、処分場より 1 km 圏内で井戸が 2 か所ありますが、利用されておりません。また、1 ~ 2 km 圏内で 38 の井戸があり、飲用が 19%、家事用が 49%、事業用が 4 %、その他 28% になっております。その他の利用といたしましては、園芸用、洗車用、庭等への散水用となっております。井戸の利用者につきましては、平成 13 年 7 月に飲用には用いないよう栗東市の方から指導されておりまして、以降の飲用は無いものと考えております。

8 ページが、調査した対象の井戸を平面図に落とししたものでございます。赤については飲用、黄色については家事用、緑についてはその他、黒については利用されていないという情報を図面に落とししております。

9 ページは、経堂池の利水状況であります。経堂池を水源とする圃場は過去に存在してはございましたが、RD 処分場問題の発生により、他の水源を利用し耕作されているというふうになっております。

次に、経堂池における既往の水質等調査結果でございます。栗東市では、経堂池に係る水質調査と底生生物調査を、また池の水を利用した水稻、玄米の調査を平成 11 年度より実施しております。

経堂池の水質と底質につきましては、平成 11 年、平成 12 年および平成 13 年に実施され、健康項目 25 項目とダイオキシン類を調査されました。結果は、基準を超過するものはなかったと報告されています。ただ、経堂池の利用という観点からは、電気伝導率や全窒素が農業用水基準より高い値を示したと報告されています。

次に、水稻の生育についてですが、生育状況は、経堂池と三ツ池の水を利用した圃場で比較しています。両圃場とも生育に有意な差は認められないと報告されています。また、玄米中の有害物質含有量調査では、経堂池、三ツ池に加え、十里地先の圃場で栽培された玄米についても調査されました。その結果、ヒ素、銅、ダイオキシン類が検出されましたが、異常を認めるものではなかったと報告されています。

次に、経堂池の底生生物調査ですが、処分場に近い経堂池上流と中下流の

底生生物環境を比較しますと、両者は異なる状況にあり、処分場の排水は、池の底質や生物相に影響を与えている可能性があると報告されています。

次のページに、栗東市が行いました調査の一覧表を添付しております。なお、詳細につきましては、第1回対策委員会の参考資料巻末に掲載しております。これが栗東市で行われた経堂池に係る調査の一覧表でございます。説明は省略させていただきます。

次のページは、RD処分場におけるガスの発生状況でございます。平成11年10月に処分場の排水管から硫化水素が検出されて以降、平成11年11月から平成12年1月にかけて、また追加調査として平成12年6月と7月に硫化水素の表層ガス調査等を実施しました。その結果、図面で言いますと下の方になるんですけれども、KB3の地点で硫化水素が22,000ppm検出されました。また、高濃度に検出された3地点 - - KB1、KB2、KB3においてボーリング調査を実施し、その試料を生物的、化学的に分析した結果、嫌気性菌が水溶性有機物を利用し、石膏ボードに含まれる硫酸イオンを還元して硫化水素が発生することが明らかになりました。

次のページ、廃棄物層内の地下温度でございます。平成12年実施のボーリング孔内温度測定結果と平成18年3月実施のボーリング孔内温度測定結果では有意な差は認められておりません。この近辺での大気平均気温の2～3倍の値を示す結果となっており、現在も廃棄物の分解とそれに伴うガスの発生は継続していると判断しております。

次に、敷地境界および周辺環境の調査でございます。栗東市では平成14年7月と8月に敷地境界および周辺地域で調査しましたが、硫化水素は検出されておらず、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼンなどのVOCが低濃度で検出される結果となっております。

次のページをお願いします。焼却炉内のばいじん等についてですが、調査方法につきましては資料2の方で詳しく説明させていただきます。

処分場内には現在2基の焼却炉があり、南側の焼却炉は平成元年1月17日に許可を取得し、数回の増設変更をしております。東側の焼却炉は、平成7年10月31日に許可を取得しております。これは、昭和61年に許可を得た木くずの焼却炉が老朽化したことに伴いまして更新設置されたものでございます。それぞれの処理能力は、表1.13のとおりでございます。

現在の焼却炉の状況ですが、全般に腐食が進行しており、特に南側の焼却炉は腐食が著しく、煙道が一部損傷しております。また、乾留炉が水没している状況にあります。それぞれの写真につきましては、13ページの右の方に付けさせていただきます。

上田室長

以上、現時点での生活環境保全上の支障を整理する上での視点ということで前回の専門部会にかけさせていただいたわけですが、その専門部会の中で、住民さんの思いとか、周辺の生物の状況はどうなっているかというお尋ねがございまして、県では調査をしていないんですけれども、栗東市さんの方で調査をされていますので、その調査資料を資料4と資料5という

ことをつけさせていただいております。

資料4では、RDエンジニアリング産業廃棄物の周辺住民生活影響調査報告書ということで、これにつきましては栗東市の環境調査委員会で協議をされまして、第7回の調査委員会、平成13年7月に、調査を行うことということで決定されたようでございます。目的と致しましては、RD処分場を原因とした周辺住民生活への影響を把握して、栗東市としての今後の対策の資料とするということでおまとめいただきました。結果でございますが、処分場周辺地域、北尾団地、中浮気団地、北の山の105戸を対象に、聞き取りによるアンケート調査を実施されまして、99戸から回答をいただいたと聞いております。

資料をめぐっていただきたいんですが、調査結果概要ということで、被害状況を、ばい煙による影響、臭気による影響、騒音、動植物と水の異常、そしてばい煙、臭気、騒音の被害を経験した人が繰り返し体験しているかというふうなおまとめをさせていただいております。

1枚めぐっていただきまして、コード化した調査結果というところがございますけれども、その次のページをごらんいただきたいんですが、Q1、これまで以下のようなことがありましたかという質問で、例えば、ばい煙で建物などが汚れていたか、家畜やペットに異常が見られたか、周辺の川や池あるいは井戸の水に異常があったか、育てている植物に原因不明の異常があったか、そういうふうなことを7点聞かれております。それから、Q2では、1度だけではなく繰り返し起きたものがあれば、それを書いてほしいというふうなおまとめをされております。次のページは、異臭の関係、騒音の関係をおまとめいただいているところでございます。

この調査に携わっていただきました早川先生がおられますので、具体的なことはまた早川先生の方から……。

早川委員

印刷が逆になっていますから、気をつけてください。今説明があったところのQ1の次のページが印刷が逆になっています。

上田室長

申しわけございません。Q1の1で、1枚めぐっていただきまして2、3がありまして、前に戻っていただいて4、5、6ということでございます。

そういうことで、今日委員の皆様へ平成13年当時の資料をお配りさせていただきました。

もう1点は、野外環境汚染状況確認調査報告書ということで、これも先ほど申し上げましたように、栗東市の環境調査委員会において、平成12年10月でございますけれども、調査を行うようになったと聞いております。RD処分場周辺の自然環境の調査を行って、処分場からの流出水、処分場周辺の表流水、地下水、生物等の異常の存否について現状確認を行うことを目的として行われたものでございます。

結果でございますが、栗東市さんからは、調査内容については、処分場から概ね1～2kmの範囲を調査区域として、水質調査については、処分場周辺の浸透水や表流水を30カ所で主にpHとECを調べたと。臭気調査では、調

査員の臭覚により臭気の種類と強度を確認し、樹木調査では、10本以上の群落について目視調査を行ったということでございますが、この調査だけでは汚染の状況についての結論づけは困難というふうな見極めをされているように聞いております。

以上、簡単でございますが、資料4と資料5につきまして説明をさせていただきます。

岡村委員
長

ありがとうございました。

それでは、只今の事務局の説明に対してご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

梶山委員

初めての出勤なので、基本的な所が解っておりませんので、ちょっと伺いたいんですが、既にそういうことは十分ここで議論したよということであれば、とりあえず私それは黙りますので、それをご指摘いただきたいんですけども、当然調査するからには目的があるわけで、その目的が、要するに保全上の支障の確認だけではなくて、その先があるはずだと。その先として、要するに緊急対策あるいは恒久対策というものを視野に入れておられると思うんですが、それについて、まずどういう議論がされていたのかという事です。

もう一つは、恒久対策あるいは緊急対策をするにしても、誰がどういう法的根拠に基づいてするのか、そこがどういう議論をされているのか、産廃特措法に基づいて、それを視野に入れて県が代執行でやるんだという明確なものが打ち出されているのか、それを前提にして議論しているのかどうか、実はそこが私一番気になるところでありまして、どういう権限で誰がやるのかということが明確でないと、お金がどのぐらいかかるかという議論をしても意味がない。その前提として、どういう法的根拠で、だれが事業主体で、どこまでお金が出せるかということをおある程度把握した上でこういう調査をやられているのか、まずその辺を伺いたいと思います。

岡村委員
長

これは、多分事務局の方からお答えいただいた方がいいだろうと思います。

上田室長

まず、緊急対策と恒久対策のお話でございますけれども、今までRD最終処分場の課題がどういう課題であって、そしてその課題の整理をまずこの対策委員会でしていただいて、その課題の整理の中で、今日、生活環境上の支障を整理した上で対策を検討していただくという考え方をいたしております。この生活環境上の支障の中で緊急対策とか恒久対策のお話が出てくるのではないかと考えております。例えば、この間の議論の中では、焼却炉の問題につきましては、すぐに倒壊するおそれがあるのではないかとのご意見をいただいておりますので、そういう中で早急に調査をいたしましてというふうなことで、今日もまた調査をする説明をさせていただきますのでご議論をいただきたいと思っております。

もう一つ、どの位置づけでこの事業をやるかということでございますが、昨年の10月に、県はRD最終処分場問題の解決に向けた県の対応方針という

ものを定めて公表させて頂いております。その中で、実施計画をつくって、そして特定産業廃棄物に起因する支障の除去に関する特別措置法の適用を得るということで、財源の確保を図って、それに基づいてやっていくということをおっしゃっておりますので、基本的には代執行でやるということと考えております。

梶山委員 特措法を視野に入れて代執行でやると。そこが明確になっているのは大変いいと思うんですけども、その場合、要するに破産管財人との間できちんと話し合いがつかっているのかどうかということが1つです。

もう1つは、産廃特措法をするにしても、平成15年の10月に環境省から基本方針というのが出ていまして、かなり細かくどういうモニタリングをしなければいけないことまで決まっているというか、一応枠ができています。その枠を全く視野に入れないで計画を立てても、これは結局環境大臣が同意しないということになりかねないので、もしそういうことを視野に入れておられるのであれば、基本方針をやはり最初に皆さんに明確にして、その上で事を進められるべきだと思います。

上田室長 昨年の10月に行政対応方針を私どもつくらせていただきます前に、国の専門家チームの派遣をいただきまして、そしてご助言をいただきました。ご助言いただいた中で、それに基づいて対応方針をつくっておりますし、この対策委員会の状況につきましては、逐次国と協議もさせていただいておりますし、そういう方向で上手くいくように事務局としてやっていきたいと思っております。

それと、破産管財人さんとの関係でございますが、先日も私ども対策委員会の状況を報告しに行っております。そういう中で、こういう委員会でこういう議論を今しておりますというふうな報告の中で、管財人さんがどういう形でやっていくかということについて、もう少し時間が必要だというふうなご判断をされていると思っておりますので、私どもの対策委員会の議論を抜きにして管財人さんが管財業務をやられるということはないと思っております。見守っていただければと思っております。ただ、いつまでもというわけにはいきませんので、一定の期限の中でやっていきたいと思っております。

山仲部長 要するに、先生のご指摘のとおりやっているということですね。

上田室長 はい。

梶山委員 切りがないので、とりあえずもう一回質問で終わりにしますけれども、そうすると、管財人とのやりとり、それから環境省とのやりとり、その辺はやはりオープンにさせていただかないと、少なくともこの委員会では、どこまでどういうふうに具体的に話をしているのか、それをオープンにさせていただいた上で皆さんが議論すべきだと思います。

上田室長 どういう状況の報告をしているということについて、また整理して、資料としてお配りさせていただきたいと思っております。

山仲部長 今日の前提にそれがあつた方がいいですか。

梶山委員 それは当然あつた方がいいと思います。結局、環境大臣が同意するかどうか

かというのが計画を立てた段階で当然問題になるわけで、そうすると、こういう方向で今のところ感触はいいよ、同意しそうだよというようなことがないと、具体的な話になかなか入っていけないと思います。

上田室長 当然ながら、特措法の中には、こういうやり方をしなさいという指針がございます。追加調査につきましても、そういう指針に基づかない調査をやっておればだめでありますので、追加調査をこの間委員会にかけさせていただいておりますけれども、その前には、こういう形でよろしいですかということについて協議をして、まあこんなものだったらいいだろうと。もちろん協議のレベルでございますけれども、そういうことはやっております。

梶山委員 ちょっとしつこいようですけども、環境省自身がこの処分場のことをよく知っているわけじゃないはずなんです。要するに、ある程度は知っておりますけれども、現地の皆さんの方がずっとよく知っているわけで、そうすると、同じ基本方針の中でも、具体的な段階ではさまざまな食い違いが出るのが普通なので、この委員会で詰めていくとしたら、そういうところまで含んで議論しないとイケないだろうという趣旨です。

上田室長 先生のおっしゃるようにさせていただきたいと思っています。ただ、RD最終処分場問題はどうも全国的な問題になっていまして、環境省さんもよくご存じいただいているというふうな認識をしております。

岡村委員長 では、ただいまの現時点での生活環境保全上の支障についてはいかがでしょうか。

池田委員 今ご説明いただいたこの資料の13ページまでの内容は、過去3回の委員会で大体みんな把握していたと思うんです。時間も無い中ですので、これらの情報に基づいて専門部会がどういうご判断をなさったかをご報告いただいた方が議論になり易いのではないかと思います。

上田室長 谷本 それでは、引き続き説明をさせていただきます。

14ページでございます。生活環境保全上の支障ということで、現在までの栗東市および県の調査結果を要約したものを表1.14にも掲載させていただいております。本日は、この調査結果をもとに、現時点での生活環境保全上の支障が何であるかをご議論いただきたいと思いますと考えております。現在実施しております追加調査の結果次第によりましては、新たに生活環境保全上の支障が追加されることになるやもしれませんが、まず現時点で支障を整理いただき、調査結果をもとに追加していく、しないという判断をしていただければと考えております。

生活環境保全上の支障と致しましては、平成15年10月3日付環境省告示第104号で次のように記述されております。具体的には「不法投棄等の産業廃棄物の不適正な処分は、公共の水域及び地下水の汚染、産業廃棄物の飛散流出等、地域の生活環境の保全上の支障を生じさせている」と記述があり、「生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境に何ら

かの支障が現実に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいう」と定義されております。

表 1.14 は、現時点での生活環境保全上の支障を第 2 回専門部会で審議していただいたものでございます。もう一度少しだけ中身の方を説明させていただきますと、廃棄物は、調査結果として、許可品目以外の木くず、金属くずが確認されています。また、西側平坦地ではドラム缶等の違法埋立廃棄物が確認されています。それと、元従業員の証言では、許可品目以外の埋め立ての証言もあります。分析結果では、溶出試験でフッ素、ホウ素が土壤環境基準を超過して、含有分析では、廃棄物と土の混合物について鉛が土壤汚染対策法の指定基準を超過して、ダイオキシン類は土壤の環境基準を超過していました。

廃棄物は、処分場の上部平坦地および西側平坦地を除きまして、覆土されている状態にございます。先ほど申し上げましたように、西側平坦地はドラム缶等の違法埋立廃棄物が確認されておりますが、ドラム缶等は掘り出し保管しておりますので、周辺住民等への直接の接触の可能性は低いものと考えております。処分場西側には急な法面があり、雨水の浸透により将来的には崩壊し、廃棄物が飛散、流出するおそれがあると考えております。表面水の流れですが、覆土されていない処分場上部平坦地の表面水は地表面を流れ、北側と西側法面の肩にあります土堰堤により縦排水に導かれ、沈砂池に流れ込むような構造になっております。

廃棄物の支障といたしましては、処分場西側の法面の勾配が急であり、大雨などにより崩壊し、廃棄物が流出し、隣接地へ影響を及ぼす可能性があると考えております。また、廃棄物に含まれる有害物質が雨水等で溶出し浸透水となり、浸透水が何らかの理由により地下水を汚染している状況ではあります。これは地下水汚染の原因として位置づけられるものと考えております。

次に、浸透水です。浸透水は、ヒ素、鉛、総水銀、ダイオキシン類、COD が安定型処分場における浸透水基準を超過しており、フッ素、ホウ素が地下水の環境基準を超過しております。現状は、浸透水が地下水を汚染していますが、その経路につきましては現在のところ不明でございます。浸透水も、廃棄物と同様、地下水汚染の原因として位置づけられるものと考えております。

地下水は、Ks2 帯水層の地下水でシス-1,2-ジクロロエチレン、ホウ素が地下水の環境基準を超過しています。市 No. 3、市 No. 7 では総水銀が検出されています。現状は、先ほどの地下水利用の状況のとおり、飲用はされていないものの、家事用等には利用されている可能性があります。支障といたしましては、汚染された Ks2 帯水層の地下水が周辺に拡散し、地下水の利水に影響を及ぼすおそれがあると考えております。

次に、ガスでございます。ガスは、廃棄物層内の温度が高く、廃棄物の分解、それに伴いますガスの発生が継続しているものと考えられます。現状で

は、栗東市および滋賀県の処分場周辺のモニタリング調査等では硫化水素は確認されておりません。このため、廃棄物層内でのガスの生成の可能性はあるものの、周辺で確認されていないことから、生活環境保全上の支障にはならないものと考えております。

次に、焼却灰でございます。焼却灰は、ばいじん等のダイオキシン類の分析結果によりますが、ダイオキシン類が存在する場合、焼却炉が老朽化しており、地震等で倒壊した場合、ダイオキシン類の飛散が懸念されます。

以上がまとめたもので、要約しますと、生活環境保全上の支障といたしましては、西側法面の廃棄物流出のおそれ、汚染された地下水の拡散および焼却炉内のダイオキシン類の飛散ではないかというふうに考えております。

以上です。

岡村委員
長
梶山委員

ありがとうございます。まだ追加調査の結果が反映されておりませんので、ある程度暫定的なものですが、いかがなものでしょうか。

私、もともと水質モニタリングを12年間仕事にしてきたので、その意味で不足しているなと思うところが1つあります。というのは、先ほどお話のあった14ページの左側の枠の中で、下線の引いてある部分がありますね。「社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産」云々というところなんですが、その次の段の「人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境に何らかの支障が現実には生じ」云々というのは、もともとは環境基本法の公害の定義から引っ張ってきたものですよね。これは皆さんご存じだと思います。そうすると、栗東市の方が農業用水基準と比較しているというのは一つのすぐれた見方だと思うんですが、健康項目というのは、一般的に言いますと、土壌吸着性が非常に強く流出が遅れると。そういう意味で、生活環境、動物との関連を見るのだったら、むしろ水産用水基準のようなものを引き合いに出して比較した方が、足の速い、土壌吸着性の弱い窒素とかリンとか、そういうものもキャッチできる。もちろん今までのやり方の比較も必要なのですが、それに加えて、水産用水基準あるいは農業用水基準との比較をもっと積極的に見ていただきたいと私は思います。

中村主席
参事

委員のおっしゃるのはもっともな話で、私ども、RDの処分場周辺での水利用について、幾つか栗東市等も通じて情報収集をいたしました。その結果、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、経堂池の水につきましては農業用水に使っているというふうな話でございましたので、そういった意味で農業用水の基準から見てどういう状況であるのかということを確認させていただきました。ただ、地下水等につきましては、現時点では農業用水等にも使っていないということも聞いておりますし、水産関係への利用といったことも現時点では聞いておりませんので、そういった状況が認められた段階で、そういった値とも比較しながら考えていくべきものなのかなと。ただ、おっしゃったことにつきましては、背景のデータとしては持っておく必要があると思いますので、その点につきましては配慮させていただきたいと思っ

梶山委員	<p>ております。</p> <p>2つ申し上げたいことがあるんですが、1つは、水産用水基準と比較するというのは、健康項目よりも先に流出が始まる、つまり汚染フロントを明確に把握できるという意味で、例えば窒素あるいはリンというようなものがすぐれているだろうと。対策というのは、基本的に将来的な予防というものを視野に入れてやるべきものですから、必要だろうと。ですから、基準が現在どういう利用をされているかということと離れても、それは考えるべきだろうということです。</p> <p>もう1つは、ご存じのように、地下水の窒素というのは10ppmというように大変高く設定されております。水産用水基準は、これは魚種によって違いますし、繁殖条件か生息条件かで違うわけですが、一番悪い基準でもその10倍以上厳しいということになっているわけですね。それはよくご存じだと思います。そうすると、要するに本来の公害の被害から言うと、実際に利用されていないなくても、その流域で魚が生息できないというのは公害被害だという位置づけを法がしているわけですから、そういう意味で言うと、必ずしも利用されていないなくても、流域の生態系を保存するという意味では当然考慮されるべきだろうと思います。</p>
中村主席 参事	<p>今回の調査の中でも、今おっしゃったような内容につきまして、既に行っているデータ等もあると思いますので、そのあたりも確認した上で配慮していきたいと思っております。</p>
早川委員	<p>1つ教えてください。2002年に高アルカリ水が浸透水として出ているということがわかりまして、県の方でその対策工事をやりました。その後、モニタリングをずっと市の調査委員会でもやっていたんですが、なかなかアルカリの値が下がらなくて、いつ下がるんだということをずっと県とやりとりしてきたわけですが、高アルカリ水の問題はもう解決していると解釈してよろしいのでしょうか。</p>
中村主席 参事	<p>高アルカリ水をもたらしていたと思われる白色状のセメント系と思われる物質につきましては、可能な限り掘り出して別途処分したということでございます。ただ、その経路に残っております分につきましても、すべては取り切れていない部分が残っているだろうと思っております。そういったことで、撤去してからもまだpHの高い状態が続いている。一部下がりがつつあるように見えてもまた上がってくるといったような変動している状況でございますので、そのあたりのpHの状況につきましても、今回の調査の中で確認、検討といったことはしていくべきものであると思っております。</p>
早川委員	<p>14ページの浸透水のところではpHのことが何も書かれていないんですけども、まだ5年前の工事の結果が確認できていないと解釈してよろしいのでしょうか。</p>
中村主席 参事	<p>失礼いたしました。ここで書かせていただきましたのが非常に誤解を招いて申しわけございません。廃棄物と浸透水と地下水等々に分けて配慮、整理したものでございまして、そこから出てくる放流水的なものにつきましては</p>

ちょっと書かれていないようなこともございます。ただ、今先生のおっしゃいましたアルカリの排水につきましては、RDの処分場の最下部といたしますが、流れて出ていくであろうというところで確認しておりますので、そのあたりにつきましては、この生活環境上の支障の中に入れていくべきなのかなと今思っているところでございます。

池田委員 議論をなるべく効率的に進めるために、ご説明も効率的にさせていただきたいんですが、今の14ページのところは、この前の専門部会に事務局案として出された生活保全上の支障ですよね。これについて専門部会で議論されて、これでよしということになったのか。その議論を踏まえてここでやらないと、また同じことを繰り返すのは時間の無駄なんですよ。だから、その辺の経過の説明の仕方、ここで何を議論するべきかをもうちょっときちんと整理していただけないか。

中村主席
参事 説明が中途半端で申しわけございません。この内容につきましては、最終的に専門部会でご議論いただいた内容をまとめたものになっております。当初事務局の方で作成しておりましたものにつきましては、事前にお送りさせていただいて、見ていただいたとおりでございますけれども、その資料に基づきまして専門部会で議論した中で、最終的にはこういうことなのかなというふうなことで議論の結果と見ていただければと思っております。

池田委員 ということは、これに対して過不足があれば、今ここで言うということですね。

中村主席
参事 その通りでございます。

当座委員 ガスのところなんですけれども、ここでは敷地境界のところでの継続監視測定では硫化水素等は検出されていないというふうに現状書かれていて、支障のおそれとして、生じていないとなっているんですけれども、12ページの孔内温度の先ほど説明のあったところで、孔内温度がすごく高いという事で、現時点では埋め立てられた廃棄物の分解とそれに伴うガスの発生は継続していると判断されるというふうに結論づけられているということであれば、廃棄物の中では硫化水素は発生している状態だと思うんです。今は確認されていないかもしれませんが、それが出てくるおそれとしては私はあると思うので、この支障のおそれとして、硫化水素が出てくるおそれというものをここに挙げていただきたいと思います。

中村主席
参事 今おっしゃった分につきましては、12ページの方で、孔内温度がまだ余り下がっていないということの中で、埋立処分場の中でのいわゆる化学反応としてはまだまだ続いていると思っております。したがって、嫌気状態で続いている以上は、硫化水素が発生しているであろうということは想定しております。ただ、以前の硫化水素の調査委員会の中でも、最終的に硫化水素等がごみの層が上がっていく中で、絶えず硫化水素の状態が出ていくというものではなしに、表面部分につきましては好気性状態になると硫化水素が分解するといったようなことも配慮していきますと、現時点で同時に周辺を現

當座委員	<p>実に歩いている中で、硫化水素等の確認は、県、市が歩いている限りにおきましては嗅覚で確認しておりませんし、ガステックという検知管によりまして硫化水素は確認していないということでございまして、現時点で生活環境保全上の支障というのは生じていないのではないかと考えております。</p> <p>震災等の時に地割れが起こって、そこから高濃度の硫化水素が出てくるおそれはないというふうに考えておられるということでしょうか。</p>
中村主席 参事	<p>特殊な事例というような形で、当時も硫化水素が噴出するのではないかとということで、硫化水素を吸引して処理するといったようなこともやってきました。ただ、硫化水素が積極的な形で、今おっしゃった不測の事態といったようなことにつきましては、正直なところ、そこまでは想定しておりません。そういった問題等につきましては、別途考えていくべき話なのかなと考えておりますので、通常的生活環境上の支障といったものの中では考えていないということでございます。</p>
山田委員	<p>私、ちょうど処分場から 20m ぐらいの所に住んでおりますが、この事務局案のガスのところで、私もちょっとおかしいなというので聞かせていただきたいと思います。</p>
	<p>資料の 5 ページにあります覆土範囲の図なんですけれども、北尾側の法面の部分にも覆土されているということになっておりますが、現状を見てもらえばわかるように、まだ廃棄物は完全に覆土されておりません。その状態で雨水が浸透していく状態になっております。そういうふうな状態であるにもかかわらず、ここにはないというふうに今中村さんがおっしゃったんですが、それはちょっとおかしいんじゃないかと。それをきっちり覆土して一切出ないという状態があればこそ、支障がないと言えらと思います。現状の間違った資料があるから支障が無いというふうな答えが出たんじゃないでしょうか。その点よろしくをお願いします。</p>
中村主席 参事	<p>現時点で踏査した中での判断ということで、現状硫化水素がごみ層を超えて出てきているということは確認していないというふうなことはご理解いただけるだろうと考えております。ただ、今おっしゃった分につきましては、例えばごみ層の中の方に入っている硫化水素が不測の事態という中で表面に出てくる可能性につきましては、当然否定できない分はあるだろうと思います。ただ、今回はあくまでも現時点での生活環境上の支障ということで整理させていただいているものでございますので、これ以外の今後の追加調査等々も踏まえた中での生活環境上の支障といったようなところで再度十分検討させていただこうと思います。</p>
伊藤委員	<p>この支障について、地下水の件なんですけれども、既に下流域の井戸で飲用として使用されていないということは、これは現実に密接な関係のある動植物ならびに生活に何らかの支障が生じているという適用になるのではないのでしょうか。</p> <p>それと、「生育環境に何らかの支障が現実に生じ」ということが生活環境保全上の支障ということで第 2 項として記述されているわけなんですけれども、現</p>

実に生ずる前に何とか解決をするというのが環境を守るというふうな方向性であろうと思います。特に重金属といいますのは、地下水の中では移動が遅いというふうに聞き及んでおりますので、現実が生じる前に、おそれがあると思うときから万全の対策を打つべきではないかというふうな条文にできたら変更を検討していただけないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

中村主席
参事

地下水の問題につきましては、非常に難しい話があるかと思いますが。今おっしゃったように、地下水自身、当然のことながら、昔は飲める水というふうな形で飲用に適していたといったようなことは通常あり得た話でございます。今回、影響が及んでいるかどうかはともかくとして、安全サイドに立った対応として、栗東市の方から飲まないようにといったご指導を今現在いただいているということでございます。今おっしゃったように、飲める水、飲めない水、そのあたりも含めて、生活環境上の支障といったようなことで入れるべきものなのかどうなのか、最終的にはそれをどう配慮するのか。地下水の飲用の適否につきましては、環境問題だけではないに、それ以外のいわゆる厚生サイドのといいますが、水道行政等の中でも考えていくべき問題でもあろうかと思いますが、総合的に判断させていただきたいと思えます。

山仲部長

私、4月からなので、事前の3回は出てきていないので、ここまでは余りコメントしていないんですけども、もう一度整理を事務局からしてもらいますけれども、さっき池田先生に言ってもらったように、今日何をするのかという、今の表を一定のレベルまでもう一回整理し直すということだと思わんですが、その後の手続、もう一度何かこれを会議にかけるのか、それとも今日ここで一定のレベルで確定していただくのか、そこをもう一回はっきりしておかないと……。

岡村委員長

まだこの後追加調査の結果が反映されるわけですから、あくまで暫定的ですよね。

上田室長

現時点で暫定的にご検討いただき、ご意見いただき、そして追加調査を今発注しているところがございますけれども、追加調査をしまして、8月中に何とか答えを出したいという目標を持っております。その中で、最終的に生活環境上の支障はこうだというふうなことで決めていただく、そういう段取りを考えております。

山仲部長

そうなると、追加調査で何をやるかというのは、現場でやるか、あるいは既存のものを使うかは別としまして、今回の議論を踏まえて追加調査をするというのでないと意味が無いわけですから。

上田室長

追加調査の内容につきましては、もう既にご承認をいただいておりますので。

山仲部長

ここでご承認をいただいているわけですか。

上田室長

はい。分析項目については、またご議論いただくところがございますけれども。

岡村委員

ですから、今は追加調査の結果待ちということですね。

長

山仲部長 ですから、先ほどの高アルカリ水の問題だとか井戸の問題をここに入れ込むかどうかというのはどうなんですか。

上田室長 それは、ペンディングにさせていただいても、最終的に議論していただく機会はまだ時間的に余裕がございますので、今日承って、そしてまた事務局でお答えを出させていただくと。こういうことではいかがでしょうかということでお伺いするという考え方をいたしております。

山仲部長 何ぼでもあるというのは、何回目でするんですか。

上田室長 ちょっとそこまでは考えていません。まだ8月まで2カ月以上ございますので。

山仲部長 じゃあ、そういう前提で今日のご意見をお聞かせいただいた上で、説明するというよりは、拾わせてもらうべき項目は拾わせていただきますし、次の調査を踏まえて再度整理をするということで、今ご意見いただくということでいいですね。

上田室長 そういうことでございます。

山仲部長 だから、否定をしないで……

上田室長 当初の目的を明確に初めに説明させていただいてからご議論いただくようにこれからさせていただきますので、申しわけございませんが……。

岡村委員長 ということで、申し上げているとおり、まだ追加調査の結果が出ておりませんので、それが出た段階でそれを反映させて、もう一度、それが最終的なのか、最終的のその前なのかわかりませんが、出て来るということで、差し当たり本日のところは、細かいところを見ていくという問題が出てくるかもしれませんが、特に大きな問題点についてお願いいたします。

早川委員 こちらでお願いすれば追加調査の項目として検討していただけるということですので、ここに書いてありませんけれども、ぜひお願いしたい調査が……。

上田室長 分析項目については、最終的にまだ決まっていない部分がありますけれども、どうぞ。

早川委員 前々から県側には何度も言っていることなんですけれども、硫化水素が発生したときに県がおっしゃっていたのは、硫黄源としての石膏ボードがあれば、少量の有機物でも硫化水素は発生するんだというふうにずっとおっしゃっていたわけですね。それに対して、そんなことはないだろう、有機物が大量に無いと硫化水素は発生しないんじゃないかというのが住民側の意見で、それがずっと平行線で来ました。深掘り穴の埋め直し工事のときにも、住民側は、石膏ボードは埋め直してほしくない、石膏ボードを埋め戻したら、もし県の言うとおりでしたら、そこからまた硫化水素が発生することになるわけで、そういうことをしてはまずいだろうということを言っていたんですが、県は構わないんだという形で石膏ボードも埋め戻しました。

そこで、私たちはそれからずっとお願いしていることなんですけど、もし県が言うメカニズムで硫化水素が発生するのでしたら、深掘り穴の埋め戻した

ところで硫化水素が発生するはずですよ。それを確認してもらいたいです。発生していなかったとするならば、県の考えていた硫化水素の発生メカニズムは間違いであった可能性があります。ですから、一度しっかりそこを確認していただきたい。そういうガス調査をお願いしたい。まさに実験ができるんですよ、何を埋め戻したのかははっきりわかっているんですから。そして、違法な有機物を埋め戻したとは考えられませんから、あそこでもし硫化水素が発生するならば県の言ったとおり、そうでなければ違うメカニズムで硫化水素が発生したということになって、もう一回考え直さなければいけない。それがはっきりすると思うんですが、いかがでしょうか。

中村主席
参事

先生のご指摘、1つだけちょっと異論のあるところがございまして、県の方で最終的に硫化水素の発生機構の中で明らかにさせていただいたと思っておりますのは、硫化水素の発生のいわゆる硫黄源としては石膏ボードの可能性が高い。それと、有機物につきましては、少量の有機物が散らばっている。処分場全体に散らばっていたにしても、それらが雨等でどこかに高濃度に有機物として濃縮されるような場所が設定される。いわゆる宙水といいますか、埋立処分場の中では、水の流れ、どこかにたまるような場所もございまして、そういった一定の条件が整った場合については発生するであろうということでもって硫化水素が発生した可能性はあるというふうに申し上げておりました。基本的にはそんなに違いはないだろうと思っておりますけれども。

今おっしゃった分につきましては、調査の中で、できるかどうかを含めまして、当然限られた予算の中でできるだけ広範囲に多岐に渡ってやる必要もございまして、そのあたりにつきましては一回勉強させていただきませんか。

梶山委員

今の早川先生がおっしゃったこととも関連するんですが、現在ガス抜き管は設置されていないんですか。

中村主席
参事

現時点では設置しておりません。

梶山委員

先ほどからのお話で、まず生活環境の支障という話が出ていますが、私は、今回のデータを見る限りでも、そんなにのんびりしていい状況ではない、少なくとも緊急対策的なものはすぐにでも具体化していくべきだろうと考えています。そういう意味で言いますと、まず深さ別にガス抜き管をつくって、どの層からどういうガスが出ているかというのをキャッチしながら、そのガスをすぐに処理すると。ガス抜き管からのガスの処理方法というのはいっぱいありますけれども、技術的に多分問題ないだろうと。

もう1つは、雨水が浸透すれば、それだけ汚染が地下にどんどん進行していく。現在もそういう状況だと思いますが、これは避けがたいことなので、一たん汚染された地下水がいかに原状回復が困難かというのは周知の事実ですから、とりあえずの緊急対策としてガス抜きとか、最低限必要なキャッピング、その上で恒久対策を視野に入れたことを検討していく。つまり、緊急対策をすぐにでも検討すべきではないか、そういう状況にあるのではないか

と私は考えます。

中村主席
参事

我々も、当初硫化水素が出た時に、住民の方の不安の大きいのは、硫化水素が周辺の住民の方々に襲いかかるんじゃないかといったようなこともございまして、先ほどの硫化水素の表層調査の中で、どのあたりの濃度が高いかといったようなところの幾つかの場所につきまして、最終的には同じ場所で4カ所ほど、別の場所等を含めると6～7カ所で吸引、処理を行って、酢酸亜鉛で硫化水素を落としてから大気に放出するといったようなことをやっておりました。ただ、その吸引作業の中で、いわゆる酢酸亜鉛で取れるものは取れるんですけども、逆に言いますと、それ以外のものも吸引して大気に放出してしまう、そういったことが果たしていいのかどうかといったようなことも1つ疑問として出てまいりました。今回、RD社に深掘り場所で先ほど来出ております幾つかの改善工事をさせていく中で、吸引させる装置の場所を使う必要もございましたので、今現在は既になくなっております。装置自身の残骸はございますけれども、今現在はそういう状態でございます。硫化水素の問題だけをとりまえてやるのか、それともそれ以外のものも含めて考えるのかといったことで、それだけでやるのが果たしていいのかどうかという問題もございますので、そのあたりは考えていかなければならない問題かなと思っております。

それともう1つ、地下水の問題としてキャッピングという話もございました。いわゆる地下水の方に流れない、浸透水をできるだけ防ぐといったようなことで、キャッピングの効果が非常に大きいということは我々も十分認識しております。ただ、キャッピングのやり方によっては、かえってごみ層の上部を嫌気性状態にするのではないかとといったようなことも懸念されます。上部を好気性状態にし、なおかつキャッピング効果といったことで、最終的にはきちとした覆土を行うことによってキャッピング効果も持たせ、埋立処分場の安定型に寄与する程度の水分も供給しといったようなことが、埋立処分場等の中では妥当な方法なのかなと。キャッピングをやるにしても、そのあたりの技術的な問題等々を含めまして、この対策工等の中で考えていければと思っております。

梶山委員

そういうことはもちろん全部含んだ上でお話ししているんです。やみくもにキャッピングしていいという話ではないのは当然のことで、キャッピングしたら悪いことも起こります。ですから、どの部分をキャッピングして、例えば空気を供給しながらキャッピングするという方法も実際にあるわけで、もちろんそれは十分な検討をしてやらなければいけない。これは当たり前のことです。

私は、硫化水素の問題は一つの大きな問題だと思いますが、取り返しがつかないという意味では、地下水の汚染の方がまず緊急にやらなければいけない問題だろうと思っています。そういう意味で言いますと、今いろんな技術的な問題をおっしゃいましたけれども、実際、現実的な対策に向けて、要するに支障がどうあるかという確認事項だけではなくて、走りながら考えると

いいですか、同時に対策を費用も含めて具体化していかないと手遅れになりますよと、それを一番申し上げたかったんです。

岡村委員
長

時間も相当たっておりますし、この問題は今日が最終というわけではございませんので、いろいろご意見があるかと思えますけれども、できれば大きな問題だけお願いいたします。

早川委員

大きな問題というか、基本的なお話です。この処分場に対する対策というのは、実は小さい形ですけれどももやられてきているんです。さっき言いましたけれども、高アルカリ水が出たときに、原因物質の調査をやって、セメント状のものを除去しました。それから、地下水汚染が広がっている、その原因は深掘り穴だということで、深掘り穴を掘り直して工事をしました。それから、硫化水素が出たときに、硫化水素のガス抜きをして、それを無害化するということもやりました。県は、いつもそれでやったと言うだけなんです。やって効果があったのかどうか、はっきり確認しなければいけないと思うんですよ。だから、結局、あの深掘り穴で地下水汚染を防止するという効果はあったのかなかったのか。高アルカリ水調査をやって、原因だと思われるものを除去して、効果があったのかなかったのか。そして、ガス抜きをやって、硫化水素は減ったのか減っていないのか。我々はこういうことをやりました、でも、こういう状況ですということから次の対策も出発するんじゃないでしょうか。その点を、やったからもう大丈夫ですというような言い方で済ましてもらいたくはないので、次回、県の方でこういうことをやったけれども、現状はこうなんです、どういたしましょうかという形で出していただかないと話が進まないんじゃないかと私は思います。

山仲部長

まさに今議論していただいているとおりで、本来この会議は、基本的には梶山先生に言っていただいた恒久的な方なんです、緊急対策は、今早川先生がおっしゃったように、その都度やってきているという文脈の中で来ているわけですね。でも、今日のご意見を伺っていると、緊急対策もまだやるべきものはあるかもわからないということなので、恒久対策の検討をしつつ、緊急対策として現時点で何かあり得るのかどうか、これも至急に整理をします。そして、恒久対策の議論についても、今日検討いただいているように、環境上の支障を整理した上で最大限拾い直して、今度の追加調査で、現時点でやれるものとやれないもの、またこれは予算の関係、技術的な問題がありますけれども、そこでもう一度整理をさせていただきたいと思っております。

伊藤委員

今までたくさん調査を行ってきましたので、本来言うならば、影響を最小限に食いとめるということであれば、すぐ処分場のものを一たんどこかに仮置きして、その中のものをゆっくり見ていくというのが一番早いやり方で、安全だと思えます。ただ、特措法を適用していただくためには、それは多分不可能なことかなと思っておりますので、前回もちょっと言わせていただいたんですけれども、地下水の問題ですね。汚染水がどこまで行っているかというのが全くつかめていないという状況の中で、それならば緊急対策としてどうした止め方があるかという、さっきの雨水、浸透水を地下水に入れ

ないために上部を遮水する。技術的に難しいという話がありましたけれども、透湿防水シートというものがありますし、7月の調査が終わった段階ですぐにそういうふうな応急処置をかけるということも現実的に視野に入れておくべき話だと思います。

それと、7月に、廃棄物量の確定と、地下水脈はどのぐらいの量でどのぐらいの幅がある、どのぐらいの層でというのが大方つかんでいただけているので、その時点で2段階処置、くみ上げて浄化していくのか、上部の地下水脈を遮断して廃棄物層の中に入れられないようにする。そういうことを複合的に応急処置として考えていく必要があると私は考えていますので、その議論と同時並行で、恒久的な対策とあわせて考えていくべきだと思っています。その辺は、見解としてはどのように持っておられますか。

中村主席
参事

今回の生活環境上の支障の中でここまで整理させていただいて、今後追加調査等の中で、さらに必要なもの、それから抜けているようなものもあれば配慮していくというふうに先ほど部長の方からもお話がございました。そういった中で、技術的な問題とかいろんな問題等を考えていく中で、緊急的な状況等があれば、その段階で対策の中に含めるべきものであるのかどうか、そのあたりにつきましては、次の段階として、最終的な段階の中で、もう一度、技術的な問題等も踏まえて考えさせていただきたいと思います。

木村委員

生活環境保全上の支障の中で、最初に県の方から経堂池の水の利用の件について話されましたが、これは、あの下流で農業をやっておられました、この問題が社会問題化する少し前ぐらいから、あそこの影響を受けて耕作放棄をされる方が出だして、今では耕作する人がいないということになっているので、今は利用されていないということでございますので、もともと耕作者がなかったというような誤解のないように皆さんしていただきたいと思います。

中村主席
参事

承知しております。

岡村委員
長

そういうことで、これは別に事務局案を了承したとかどうとかいう話ではないと思いますので、一応お伺いしたということで、できれば次に進めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか - -。

(「 異 議 な し 」)

では、次に、前回大きな問題になりました焼却炉の問題ですけれども、議題(2)焼却炉調査計画につきまして、これも専門部会で協議いただいておりますので、それを踏まえて事務局からの説明をお願いいたします。

卯田

それでは、資料2に基づきまして、前回の対策委員会でも早急な調査が必要だということで、焼却炉調査計画について専門部会の方でご議論いただきましたので、その内容等について説明させていただきます。資料については、専門部会の資料を皆様に既にお配りさせていただいておりますので、専門部会で議論されて変更になった部分を中心に説明させていただきます。

資料2にありますとおり、現在RD処分場に残っている焼却炉は2基ござ

(2)
焼却炉調
査計画に
ついて

いまして、それらの残渣物、焼却灰とか壁面付着物について、まずはダイオキシン類がどのぐらいの濃度で含まれているかについて分析します。あわせて、これらの焼却炉についての安全性、倒壊するかどうか等についても、既存の資料とか現地調査、炉のメーカー等からヒアリング調査を行って調査するという計画になってございます。

ダイオキシン類を分析する場所につきましては、表 2.1 にあるマニュアルに基づきまして、廃棄物焼却炉のそれぞれの施設場所およびサンプリング対象物を対象とさせていただいております。この関係で、それぞれ焼却炉が老朽化、腐食しているところもございまして、なかなかサンプリングが難しいところもございまして、ダイオキシン類濃度が高いと思われる焼却炉の内部および焼却灰を集じんする電気集じん機等の調査を中心にさせていただくということになってございます。

資料 2 の 17 ページを見ていただきますと、ここに図 2.2、南側焼却炉のフローシートを挙げさせていただいております。当初、ロータリーキルンにつきましては、従来乾燥炉に使っておられたということで対象外にしておりましたけれども、専門部会の方で、温度、操業状況もしくは運転状況等の内容を見て検討しなさいというご意見を頂ました。この中で、焼却炉から出てくるガスがロータリーキルンに入りまして、こちらの方で乾燥し、温度が 350 に下がって元に戻すということになってございました。この結果から、ロータリーキルン内ではちょうどダイオキシン類等が再合成されるような温度になっているというのがわかりましたので、前回お渡ししている部会での提出案に加えまして、このロータリーキルンを調査対象にさせていただいて、この部分を含めてダイオキシン類調査をしていくということに変更させていただいております。

ですから、16 ページに戻っていただきますと、南側焼却炉につきましては 9 カ所、11 検体、東側焼却炉につきましては 2 カ所、3 検体の分析について、現況の施設状況から分析したいと考えております。内容等については、16 ページの表 2.2 の一覧に挙げているとおりでございます。

なお、省略もしくは今回サンプリングが少々難しいというものにつきましては、17 ページ、18 ページにそれぞれ南側焼却炉のフロー図および東側焼却炉のフロー図を示しております。赤い、 で表しているものについては、サンプリングする場所をあらわしております。また、注意書きで書いている文章につきましては、例えば図 2.1 の南側焼却炉のフロー図でございますと、本来ならば焼却炉の乾留炉のところについては、焼却炉でございますので対象とさせていただくわけでございますが、水没しておりまして、壁面等の付着物を採取するには足場等の仮設工が必要となりますので、今回は水没しているピット内の雨水とかたまっている汚泥を分析して確認するというようにさせていただいております。焼却炉内のダイオキシン類等につきましては、焼却炉とか電気集じん機で代表できるということで、そちらの方を分析させていただくということになってございます。

また、調査に当たりまして、他府県、例えば神奈川県とか神奈川県内の政令指定都市、中核市等の環境面に配慮した要綱等もあるので、それを参考にすればというご意見もいただきましたので、参考資料の1に要綱等をつけさせていただいておりまして、その内容についても、専門部会で今回の調査についてのご検討をいただいております。

以上が調査計画の概要でございます。これらについて、一度は専門部会の方でご議論いただいておりますので、この案で調査を進めさせていただきたいと思っておりますが、不足する部分がありましたらご議論いただきたいと思いますのでございます。

岡村委員長 ありがとうございます。こちらの方は、議題(1)と異なりまして、これで済ますかという問題ですので、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

横山委員 専門委員の一人として、忘れていたと思いますので、確認のためにご質問します。調査そのものをどうするかということは十分議論させていただいたんですけども、どういう目的で調査するかということを専門部会ではやっておりません。つまり、調査の結果、たくさんダイオキシン類が出てきたらつづす、あるいは出てこなかったらどうするかという方針は聞いていないような気がするんですが、私が聞き損なったのかもわかりませんが、一応ここでも確認をしておきたいと思います。調査そのものが目的ではないような気がするんですけど。

上田室長 まず、焼却炉の中にダイオキシン類がどういう状況であるか、その中で次に対応策を考えていく、そういう段階でございます。今、処分場全体が追加調査をさせていただいて対応策というふうな考え方と同じような考え方を...

横山委員 結果がわかってから考えようということですね。

上田室長 量にもよりましょうし、内容にもよりましょうし.....

横山委員 そういう方針なんですね。

上田室長 そういうふうな考え方をいたしております。

横山委員 道理で、専門部会ではそういうことは議論がなかったので、確認させていただきました。

上田室長 例えば、地震で壊れそうだとかというようなところも、また考えてやっていかなければいけないと思っております。

横山委員 よくわかりました。ただ、何となく、ダイオキシン類が大量に出た場合も少量に出た場合も、あるいは出なかった場合も、出なかったからほっておくということにはならないんじゃないかと思って、一遍確認をしておこうと思ったわけです。

早川委員 化学的なことはいいんですけども、要するに地元に住んでいる者としては、あれは危険なのかどうなのかということをはっきり知りたいんですが、物理的、機械的な危険性はどうやって調べるんでしょうか。

上田室長 今回は、耐震診断はしないです。だから、調査の中で見てもらうという程

度かなと思っているんですが、ダイオキシン類があそこがあれば、確かに飛散とかいう心配が当然その量によってはあると思います。ただ、あそこの中で倒れて、当然処分場の中にいる人は危ないかもしれませんが、倒れたものが外へ飛んでいくということは余り考えていないです。

早川委員 上田さんが考えていなくても我々は心配するので、今日のような強風の日に周辺に被害が及ぶおそれはないのかどうか、そういうことをはっきり教えてもらいたいんです。要するに、今回の焼却炉調査というのは、危険性がどの程度あるのかということをもっと把握するんだと。それによって、対策をどの程度早急にやらなければいけないのか、あるいは徹底する必要があるのかが出てくると思うんですが、とりあえずは危険度をしっかり把握したいんです。そのためには、中に入っているダイオキシン類の濃度だけを調べても、あの焼却炉の危険性は把握できません。そこで、それ以外の部分はどうするんですかと質問しているんです。

上田室長 今の時点で検討させていただきたいと思います。

山仲部長 私もまださっき言ったような状況なので申しわけないんですが、今先生方がおっしゃっているのは当然でして、稼働中の焼却炉を調べるんだったら、これはダイオキシン類が出るかどうかですけれども、ここの休止中の焼却炉は何のために調べるのかというと、まさに今おっしゃるところなので、検討させていただきますということですが、何を検討するのかというのをはっきりしないといけないので、もうちょっとご議論いただかないと……。

上田室長 その強さを、耐震診断とは言いませんが、そういう意味合いのものを……

山仲部長 耐震というか、強度ですね。住居じゃないので、耐震というような観点は要らないと思うので、倒壊した場合にどういう影響があるのか。だから、風でか地震でか、そのあたりをもう一度検討しますし、そのときに飛散するかどうかということ、物理的な危険性があるかどうか。そして、ダイオキシン類は当然のことですし、そのあたりをもう一度整理して、何の目的で何を調査するのか、冒頭横山先生におっしゃっていただいた観点から原点をもう一度整理いたします。

岡村委員長 ということは、これはもう一度次回にかかってくるということですか。

山仲部長 これは時間があるんですか。

上田室長 これは、ダイオキシン類の状況を調査するというので、今先生がおっしゃった強さ、崩れてどうなるかというふうなご心配の中で、どういう調査をさせていただくかについては、もう少し具体的な検討をさせていただきたいと思います。

山仲部長 この調査項目はダイオキシン類ということでもいいのかな。

上田室長 これは、こういう形で、ダイオキシン類を調査するところについてご承認をいただきたいと思っているんですけれども。

岡村委員長 あと、物理的、構造的な調査については、その必要があればまた次回……

上田室長 尾崎委員 その内容については、もう少し検討させていただきたいと思っております。今の点で、耐震強度なり強度なりをお調べいただくのは当然かなと思えますけれども、私の希望としては、とにかくこの中身、稼働中ではございませんけれども、恐らくダイオキシン類があるでしょう。間違いなくあると思えますけれども、中身を知らないと、たとえ壊すにしても壊せないんです。壊しようがないんですよ。壊したところで、粉じんは出てくるわ、対策しなければならぬことがいっぱいあるんですね。出てきた瓦れき等をどこへ持っていくのかというお話もあって、希望としては、部会でもこう言っていますので、細かいところはあるかもしれないけれども、早く着手して、中身をまず明らかにしてほしい。同時に、耐震のことはあると思えますけれども、中身がわからないで、私は技術的な観点からもいろいろ申し上げたいことはあるんですけれども、はっきり言って何もできません。早くしていただきたいというように希望します。

梶山委員 まず1つ気になるのは、焼却炉の解体撤去を仮にやるとしたら、これは産廃特措法の対象外ですよ。

上田室長 ダイオキシン類の除去は対象になる可能性があるかと聞いておりますが、撤去については対象にならないと聞いています。

梶山委員 そうすると、いずれにしても、現時点で倒壊のおそれなくとも、形あるものは必ず滅ぶんですから、腐食は必ず進行します。それは早いか遅いかの違いだけで、必ず中身のものは露出してくるので、そういう視点で言うと、県が解体撤去するのか、あるいは財団が解体撤去するのか、県の調査をもとにして、環境省のかなり詳細な技術マニュアルがありますので、ああいうものに従って解体撤去するのか、その場合、財団が費用負担して、県はその基礎調査をするだけなのか、その辺をきちんと詰めておかないと、調査はしました、だけど後やりようがありませんというのではやはり困るわけで、その辺はどうお考えなんでしょうか。

上田室長 特措法の中では、支障の除去が対象になるというふうに聞いておりますので、まず県としては支障の除去に努めていくというのが第一義的な考え方かなと。支障を除去できますと、あと撤去という形になるわけですが、それについては、梶山先生がおっしゃるように、管財人さんとの協議等を進めていく必要があると思っております。

梶山委員 支障の除去といっても、焼却炉をあのままにして支障を除去するということは普通やらないわけで、解体撤去と同時にやるんですよ。そうでないと物すごく難しい、さらに難しい話で、作業員をどういうふうに保護するかということも非常に大きなテーマになるわけで、技術的なことを考えれば、ダイオキシン類だけを除去して解体撤去は別だという考えは多分成り立たない。

上田室長 先生のおっしゃるように、私ども、一遍補強してから除去して、また補強をとるのかという話もしてまして、もう少しその点は検討させていただきたいと思っております。

岡村委員長 この問題は、調査が終わってからの問題でありますので、今問題になっているのは、その中身と申しますか、化学的な調査がこれでいいかということで、物理的、構造的な調査は、その必要があるか、やるならばどういう方法でやるかということを経済局の方で専門部会での意見を踏まえて検討いただくということですか。

当座委員 2点質問したいんですけども、本施設と解体マニュアルとの比較がされていて、その中の 〇の焼却灰を集めたドラム缶のところと 〇の焼却炉下部のところではサンプリング対象物が燃え殻になっているんですけども、これは今も燃え殻が残っているということですか。それと、サンプリング対象物の方では付着物を取りなさいということが書いてあって、その違いによってどうなるのか、私は素人なのでわからないんですけども、ちゃんとダイオキシン類が正確なものというか、本当にあるものがきちっとはかっているのかどうかと思っている部分と、焼却炉本体で取りなさいとなっている部分が、 〇と東側焼却炉の 〇のところでは違う部分で取られるということに関してはどうなのかなとちょっと不安に思っているのと、もう1つは、資料編の中の神奈川県や川崎市の防止対策の要綱を見せていただくと、ダイオキシン類だけじゃなくて、重金属等の有害物質を含むばいじん等ということが記載されていて、両方調べなくていいのかどうかということもお伺いしたいんですけども。

卯田 燃え殻等につきましては、資料の19ページを見ていただきますと、 〇ということで、焼却灰を集積したドラム缶というのが現状残っておりますので、それらの安全性についても確認するというようにしております。

それと、他府県の要綱等との比較でございますけれども、専門部会の方でも、現状問題になっているのはダイオキシン類の問題でございますので、それを早急にやっつけようということで、まずはダイオキシン類の調査をやるということで承認をいただいているところでございます。

岡村委員長 ということは、ダイオキシン類以外のものについても今後またやることあり得ると。

卯田 解体等について、解体を行う際には再度確認する必要もあると思われまので、その点については、今後解体をするということに決まりました時点で検討させていただくという形になってございます。

当座委員 燃え殻は残っているということですね。ドラム缶の中に燃え殻がある。

卯田 見ていただくように、ドラム缶の上にシート等がかぶっておりますけれども、ここに現状残っているということもございまして、これらの安全性も確認するというように、調査に含めさせていただいております。

池田委員 まず、付着物等を中心にダイオキシン類のみを測定するというのは仕方がないかもしれないんですけども、少なくとも19ページの写真でいうところの 〇、雨水がたまっている部分については、早急な処理が必要なこともあるわけですね。固形物というか機械類ではないために、解体するにしても何かをするにしても、この水をどうにかするという話はすぐに必要になることなの

中村主席
参事

で、少なくとも雨水に関してはもう少し総合的なものを一括してやった方がよろしいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

17 ページの方に赤い丸で 1 番から 9 番まで書かせていただいております。この場所をどうするかといったことにつきましては、専門部会の中で、ダイオキシン類は、例えば 850 を超えているようなところでは分解していて発生しない、また数百、一定レベルのところでも恐らく生成しないだろう、ダイオキシン類が発生する条件の整っているようなところを重点的に調べる必要があるということ、最終的にはこういう形で選ばせていただいたということでございます。

その中で、
、
、
、
今、池田委員のおっしゃった分と先ほどこちらの方で説明した分でございますが、ピットの中にも雨水、それから当然雨水の下の方は汚泥も堆積しておりますので、そのあたりも今回の調査と一緒に測定し、例えば解体していく中で、こういった水につきましても別途処理する必要も出てきようかと思いますので、そういった調査をできるだけ早くやった段階で判断していきたいと考えております。

尾崎委員

ちょっとだけ補足ということでもないんですけども、述べさせていただきますと、水が今ここにありますが、外へは流出しないと聞いてはいるんですけども、これはいずれ処理しなければいけません。それと、解体かどうかは別にして - - するんでしょうけれども、私だけが判断するわけではないので、解体しないにしてもするにしても、煙道とかを除じんしなければいけないわけです。するのは、水でやるんです。これは決まっています。水を噴射してきれいにする。水処理が必ず要るんです。そうしますと、通常は凝沈処理なりをして放流するということになるんですけども、そのときに重金属等も取ってしまうわけです。いずれにしましても、処理するにしたって濃度の問題もありますので、ダイオキシン類にかかわらず、これはちゃんと調べる必要が出てきます。そうでなければ、とても処理法が決められないということもございまして、その点は余りご心配にならなくてもいいのかなと技術面から申し上げます。

岡村委員
長

差し当たりダイオキシン類を中心に化学的な調査をするということですが、この点に関してほかはいかがでしょう。今出ております案でよろしいんでしょうか。私なんかは全然専門的知識がありませんので、判断ができませんけれども。

早川委員

今の尾崎さんの意見はよくわからなかったんですけども、どうせ水を調べなければいけないんですよ。そうしたら、今調べればいいんじゃないかと僕は思うんですけども、そういうことではないんですか。

尾崎委員

例えば、今あるたまった水を調べるかどうかはお決めいただいたらいいと思うんです。出ていかない以上は、重金属等だったら飛んでいくということもございまして、ダイオキシン類は調べるということでありましたので、今すぐやるやらない、どうせやらなきゃいかん、そういう意味で申し上げたんです。ほかの部分については、水以外の部分、例えば粒子状のものとかは、

(3)
第 3 回対
策委員会
の検討事
項につい
て

岡村委員
長

それ自身も問題ですけども、将来は水に流して噴射してやるのが解体のマニュアルなんです。水となって出てきまして、固形分は当然取ります。取って、放流するかしないかにかかわらず、上澄水は基準を満たすものでなければいけませんので、当然調べると。そういう意味で申し上げております。

では、物理学的、構造的な調査あるいはその他の化学的な調査はまた別として、とりあえずダイオキシン類の調査についてはこういう計画でおやりいただくということでしたらということですのでよろしいでしょうか - -。

(「 異 議 な し 」)

では、そのようにさせていただきます。

予定は 4 時までなんですけれども、多分 4 時までには終わりそうにないので、ここで 10 分間休憩して、20 分から再開させていただきます。

(休 憩)

岡村委員
長

それでは、再開させていただきたいと思います。

冒頭に申し上げたとおり、会場は 5 時前まででございますので、何とぞそれまでに終わりますようにご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議題 (3) に入ります。第 3 回対策委員会における検討事項についてであります。これにつきましても、専門部会でご協議をいただいておりますので、それを踏まえまして事務局から説明をお願いいたします。

卯田

それでは、資料 3 の検討事項についてご説明をさせていただきます。検討事項につきましては、今委員長の方からありましたように、専門部会の方でご検討いただいておりますので、検討の経過と専門部会での案についてご説明をさせていただきます。

まず、3.1、含有量分析についてでございます。(1) 分析方法について、第 3 回の委員会で、当初の計画につきましては、土壤汚染対策法で規定する含有量分析、重金属で言いますと塩酸抽出等でやるということになっておりまして、その塩酸抽出の方法につきましては、本来の含有分析に当たらないのではないかと、やるのであれば E P A 等の方法で検討されてはどうかという意見をいただいております。

専門部会の方では、過去からのデータ等が土壤汚染対策法で規定する含有量分析でやっているということ、また溶出試験等についてもそれで有害性を判断してきておりまして、それを補完する意味合いで含有量分析をやっているということがございました。その結果、土壤汚染対策法で規定する含有量分析につきましては、人への健康影響について十分配慮された方法、直接採取した場合、胃の中で溶けるかどうかというような考え方でございますので、これまでの方法でやるかどうかという意見をいただいております。また、E P A の方法については、アメリカ等の基準でございますので、国内では評価することが困難であるということで、原則として含有分析については重金属等では塩酸抽出法で行うということをご了承いただいております。ただし、E P A 等の方法で実施する必要性については、例えば濃度が高く出た場合、溶出基準を超過した場合については含有分析をやりまして、その分析結果を

見て、専門部会で再度ご検討いただくということで、専門部会の方ではまとめていただいております。

次に、(2)分析項目でございます。こちらの方でも、溶出分析の結果を問わず、すべての調査地点でその他の項目 - - 参考資料の方に資料をつけさせていただいているわけですが、一番最後の96ページは、第3回対策委員会で事務局案として分析方法および分析項目等について示させていただいたものでございます。含有分析につきましては、鉛、ダイオキシン類の2項目については必須項目といたしまして、カドミウム、総水銀、ヒ素、フッ素、ホウ素については溶出量基準を超過した場合に実施するというところで当初計画しておりまして、このご提案をいただきまして、専門部会でご検討をいただきました。

ご検討いただきましたところ、処分場に起因する生活環境保全上の支障の一つに地下水汚染が挙げられているということがありますので、溶出量分析により有害性の評価を行い、その結果を用いて試料を選んで含有量分析をすればよいというご意見と、まずは含有分析 - - これも塩酸抽出法でございますけれども - - をやった後、含有しているけれども溶出してこないという有害性の評価を行うために溶出量分析をやってはどうかという2つの意見をいただきまして、専門部会の方でもこの2つの意見でご検討いただいたわけですが、最終的にはまとまりませんでしたので、保留という形で、2番目の含有量分析の項目については次回の専門部会で引き続きご検討いただくということになってございます。

次に、ビスフェノールAの追加でございます。こちらの方も、今までの栗東市の調査でビスフェノールAが検出されるということがわかってございます。また、状況把握が必要である、処分場から周辺地下水の影響を見る指標となり得るという2点から、評価基準はないけれども、一般環境と比較することができるので、調査項目に追加できないかというご提案がありました。

専門部会では、ビスフェノールAの今までの調査結果とか、ビスフェノールAが処分場から外へ流れる地下水の流れのトレーサーになり得るかという点についてご検討いただいております。ビスフェノールAにつきましては、現在の環境中においても、ただいま議論いただいているこの会場においても検出されるような物質でございまして、また一般の処分場、安定型処分場を含めて、管理型処分場等でもビスフェノールAが浸出水から出ているという情報がございまして、当該物質ビスフェノールAを地下水の流れの指標とすることについては妥当でないというご回答をいただいております。

なお、ビスフェノールAと電気伝導率との相関関係については、先ほど見ていただいた参考資料の後ろから3枚目の93ページに、BPAとEC - - BPAというのはビスフェノールAの略称で書かせていただいておりますけれども、EC(電気伝導率)とビスフェノールAの濃度が比較的高い相関関係にあるということがございますので、今回の調査におきまして、電気伝導率が異常値、高い値であれば、ビスフェノールAの分析が必要かということに

についても専門部会でご検討いただくということでご回答いただいているところでございます。

次に、22 ページの 3.3、有機物調査についてでございます。第 3 回委員会で、CODをはかるということは事務局案として説明させていただいておりますが、あわせて有機物、窒素化合物についても調査するべきではないかというご提案をいただいております。

専門部会でご検討いただいた内容につきましては、廃棄物処理法に基づく安定型処分場の廃止基準にも BOD があるということから、BOD は追加する。また、窒素化合物、特に亜硝酸性窒素についても、COD の値に直接影響を与える、正の誤差等を与えるということがございますので、処分場の COD の値を正確に評価するために、窒素化合物、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素およびケルゲール窒素の形態別の窒素についても分析するという事で、専門部会の方で案をまとめていただいております。

また、廃棄物と土壌につきましても、処分場には過去に有機物を含むものが埋め立てられており、硫化水素、メタン等のガスが発生しているので、これらの有機物の含有量の調査も今回の追加調査の中で必要ではないかというご提案をいただいております。これも専門部会の方でご検討いただきました。

専門部会では、有機物の総量を把握するために熱灼減量で分析を行い、また硫酸還元菌やメタン生成菌で分解する有機物を把握する指標として、土壌中、廃棄物を含めまして、これらの COD の分析もしてはどうかというご意見がありました。ご検討の結果、熱灼減量にあわせまして、土壌等の COD の分析も追加するということになりました。ただし、分析を行う場所については、廃棄物中の有機物の調査において孔内温度等を測ることもございますので、この孔内温度が高い所がメタン生成菌とか硫酸還元菌等の活動している分解を行っている所で、全体の量は熱灼減量で有機物の総量を測るけれども、どれだけ有機物が残っているか、菌等が分解する量を把握するために COD が必要だというご議論をいただきまして、専門部会案では、熱灼減量とあわせまして、土壌中の COD も分析するという事でまとめていただいております。なお、場所等については、地点、深度等で孔内温度が高いところを分析するという事になってございます。

次に、油分分析でございます。こちらの方も、第 3 回の委員会で、西市道側平坦部のドラム缶掘削調査において油汚染が確認されているので、今後の調査においても油汚染を確認する必要があるため、油分分析を追加してはどうかというご提案をいただいております。専門部会で油分分析についてご検討いただいております。

これまで、油につきましましては、ボーリングとか掘削調査で、嗅覚とか視覚等で油臭、油膜を確認しているという状況にございます。そのため、今後も油臭、油膜等を確認して、油があるかどうかを確認する。そして、油臭、油膜の異常が認められた場合について IR 等で確認するという事でまとめて

いただきました。油分分析については、油臭、油膜の異常が認められたところについてはI R法で確認するということになっております。ただし、ドラム缶掘削調査では油が認められており、多環芳香族等の有害物も存在する可能性があるため、I R等で分析して油分濃度が高い場合には、これらの多環芳香族の分析についても専門部会の方で検討していただくということで取りまとめていただいております。

以上でございます。

岡村委員
長

ありがとうございました。一部保留されたところもありますけれども、おおむね第3回対策委員会でご提案のあったところ辺は取り入れていただいたんじゃないかというふうな素人印象を持っております。

今の事務局のご説明に対して、ご質問、ご意見があったらお願いいたします。

伊藤委員

廃棄物土の分析方法なんですけれども、鉛、ダイオキシン類、それとカドミウム、総水銀、ヒ素、フッ素、ホウ素、以上5項目は溶出量基準を超過した場合に実施すると記載されています。私、素人なので、化学的なことは余りわからないんですけれども、もともと含まれているものを分析するというのが基本であるような気がするんですけれども、含有していて溶出しないということになりましたら、今後、条件が、周辺の土壌の状況、化学的応がある変った場合でも、含有にあり、溶出がずっとないということが言い切れるのかどうか、その辺をちょっと確認させてください。

中村主席
参事

通常の状態、こういった処分場の問題として考えるときは、雨等に打たれる中で当然溶け出してくる、そういったものの影響ということで溶出試験をやられるというのが一般的であると理解しています。今、伊藤委員のおっしゃいました、こういった状況においても出てこないのかどうなのかということですが、通常の埋立処分場のこういう状態において出てこない状態、例えばいろんな想定をされる中での分につきましては、国等でいろいろ検討されている中での判断だと思っておりますので、今の段階ではこういうことではどうなのかなというのが事務局の案でございました。ただ、これにつきましては、ここにも書いてございますように、専門部会の中でも意見が分かれているところがございますので、再度ここでご意見をいただきながら、そのあたりも含めて専門部会の中でご議論していただければと思っております。

當座委員

含有量分析について、廃掃法の廃棄物を分析するという方法でやってほしいということ、これを第3回の委員会の際に私発言させていただいたと思うんですけれども、ここに出しておられる土壌汚染対策法で規定する含有分析の仕方というお話に関して、この処分場は安定型処分場で、この処分場の中の廃棄物土をどういう法律で見ていくのかということに関しては、専門部会の方でも廃掃法で見ていくということをお話していただいていたと思いますし、ここでも確認していたと思うんですけれども、廃掃法で見ていく以上、土対法で規定する含有分析を持ってくるのは私はちょっとおかしいんじゃない

いかと思うんです。そのあたりを法律的な解釈の部分でお話しいただける先生がおられましたら、お願い致します。

岡村委員長

この点、事務局の見解は。

中村主席参事

あくまでも事務局の見解といたしましては、R Dの処分場は安定型処分場でございます。廃棄物処理法に基づく限りでは、安定型処分場に入れていい廃棄物と駄目な廃棄物ということで、例えば廃プラスチック、ガラス・陶磁器くず、ゴムくず等、本来ですと金属くずも安定型処分場に入れてもいい項目なんです。滋賀県は従来からこれはだめだということで、4品目の許可を与えてきたということで、あくまでも安定型処分場に埋めていいのは、一般的には廃掃法では品目という言葉を使っていますけれども、そういった品目に対して許可を与えているということでございます。したがって、その物が何であるかといったようなことを究極求めていき、それが今申し上げた金属を除く安定4品目であるかどうかというのが、法律上で言う埋めていいかどうかという判断になるかと考えています。

梶山委員

今、當座さんの方からお話があったのは、廃掃法で決められているのは、要するに管理型に入れていいか、遮断型に入れていいかというときの検定方法ですので、そういう意味でちょっと意味が違うというご説明だと思んですが、私自身の考え方では、含有試験あるいは溶出試験で、溶出試験もご存じのように千差万別、非常に多くの方法があって、日本の環境庁告示13号とか46号等は、はっきり言うと欺瞞的な方法で、例えば一番の問題は、廃棄物と一緒に浸透するとpHが全然狂ってしまう、それはそれでいいんだよということを前提にしている。要するに、pHを緩衝状態にさせないで溶出してしまう。それから、pHの範囲が非常に狭い。ですから、例えばオランダの方法、アメリカの方法でやると、場合によっては100倍、200倍、3けた違う結果が出るわけです。現実には、日本の溶出試験で合格したものを路盤材等に使うと、相当高濃度の重金属が溶出するというようなことも問題になっている事例があるわけです。そういう意味で言うと、国が決められているからいいんだよという視点をもう一步踏み込んでいただいて、あくまでも環境を守るということが基本になるわけですから、むしろ含有試験を積極的にやっていただきたい。それが第1点です。

それから、含有試験の方法で、塩酸抽出法という方法が確かに日本ではある程度オーソライズとして使われているわけですが、私自身は大変疑問がある。大変疑問があるというのは、そのまま摂った時に、胃の中の酸で溶けるかどうか - - 胃のpHが2ぐらいですので、2ぐらいで溶けるかどうか、胃で溶けなければいいじゃないかという考え方もかもしれませんが、これは大きな誤解があって、胃の中ではまだ蛋白質部分が中途半端にしか分解されていない。それが下に行くに従って、蛋白質が全部ばらばらになった時には、酸で溶けないものがみんな溶け出してくる。これはよく知られた事実です。そういう意味で言うと、胃の塩酸で溶けなければいいんだよという考え方は、人

体影響という意味でも一步後退した考え方だろう、むしろ悪い結果を出さないために考えられた方法だろうと考えています。ですから、そこはもう一度専門部会の方で検討していただけないかというのが1つです。

ついでに申し上げますと、22ページの左側の下の方ですが、熱灼減量を分析して、有機物を把握する指標としてCODの分析もあわせて追加することとしたと。これは私は、こういう目的でしたらCODじゃなくてTOCをやるべきだと思います。CODは、ご存じのように、硫化水素みたいな無機物にも反応してしまうわけです。特に硫化水素が大きい場合には、有機物とかけ離れた値を出すことがしばしばあります。そういう意味で言うと、有機物を調べるという意味でしたら、この場合特にCODは不適切だ、TOCを使うべきだと思います。

もう1点申し上げたいんですが、先ほど多環芳香族という話が出ましたが、特にPAHs(多環芳香族炭化水素とニトロ化した多環芳香族炭化水素)は、廃棄物焼却に伴って、発がん性という意味ではダイオキシン類の100倍とか1,000倍という強さをトータルとして持っている。そういうレポートが今続々と出ているわけです。そういう意味で言いますと、基準にはないけれども、多環芳香族炭化水素あるいはニトロ多環芳香族炭化水素の分析もぜひ視野に入れていただきたいと思います。

岡村委員長

どうすればいいですかね。また専門部会で検討していただいて.....。

中村主席参事

ちょっと教えていただきたいことがあるんですけども、よろしいでしょうか。例えば、先ほどのCODの件でございますが、このとき、私の記憶違いかもしれないですが、議論していた中で、廃棄物と土壌を分析していくということでございます。ただ、TOCということになりますと、極端な話、例えば廃プラスチックでも、炭素がまざっていればTOCの中でカウントすべきかどうかといったようなことで、すべてのトータルカーボンを測ることが果たして有機性のものを測ったということになるのかどうか、そのあたりの先生のご見解をお聞かせ願えるとありがたいんですが。

梶山委員

それはおっしゃるとおりで、私が考えているのは、水で浸透して出しますので、むしろそこから溶け出してくるものが問題になるわけですから、基本的に例えば水で浸透したものについてTOCをはかっていくべきだろうと。こういうものについては、むしろCODは適切ではないという意見です。

中村主席参事

ここで書かせていただきましたのは、泥そのもののCODということで、そういった形での方法でいきたいと考えているところでございます。

梶山委員

それはちょっとCODの定義を間違えていませんか。CODというのは、土壌そのものについてCODというのはないんですよ。いわゆる元素分析として考えるならわかりますけど。

卯田

底質調査法にCODという分析項目がございまして、例えば琵琶湖の下の泥中の有機物を評価するに当たりまして、底質調査法というのが以前からありまして、最近国環研の方でもホームページに上がっているわけですね。

	ども、その方法で土壌の有機物を把握すると。その把握については、全体量じゃなくて、今後その有機物等が微生物に利用できるようなものについて把握していこうということでご提案いただいたものでございます。
梶山委員	底質調査法はわかりますけれども、底質調査法の場合でも、前提として、前処理をして溶出してくるものだけについて測るという方法でしょう。
中村主席 参事	そのあたりも踏まえまして、今資料もございませんので、分析方法もきちっと確認した上で、次回の中で、また専門部会の中でもいろいろご意見いただきたいと思います。
當座委員	先ほどの含有量分析のことにに関してなんですけれども、専門部会の方で、原則として土壌汚染対策法で規定する含有分析の方法ですと。この方法でして、土壌環境基準に当てはめて、ここの処分場にあるものを見ていくというのはちょっとおかしいと思うんです。先ほど中村さんからもお話があったみたいに、あくまでもここは4品目しか入れられない処分場ですし、その処分場で今浸透水、地下水から基準を超えて有害なものが出てきているということが問題になっていて、私たち住民とすれば、その有害なものを除去してほしい、有害物を取り除いてほしいということをお願いしているわけです。その有害なものがどこにあるのかということ調べていただくのに、先ほど梶山先生がおっしゃったみたいに、管理型に入れるのか、遮断型に入れるのかという分析の方法が1つあるんじゃないかと私は思っているのと、提案していただいたみたいに、別の方法であったとしても、本当にこの処分場にあるのかなのかという実態を明らかにしていただきたい。そのための方法として、塩酸抽出するというようなことじゃなくて、別の方法でということをご提案していただいているので、実態が明らかになるような方法で考えていただいて、この処分場を土対法の物差しで見っていくということのないようお願いしたいと思います。
岡村委員 長	お話をお伺いしていたら、私は、どちらが正しいのか間違っているのか、そういうことは全くわかりませんで、そもそも前提知識を欠いております。したがって、ここでどういう方法がいいかということ具体的に議論してもどうかと思いますので、結局は専門部会でもう一度検討いただくということになると思います。
池田委員	今日環境省の方がいらっしゃっていますけれども、土対法で言う含有試験というのは、本来の含有試験と言えますか。
環境省 (上田)	この場でお答えできることではないと思います。私の担当ではありませんので、申しわけございません。
池田委員	私は、あれは含有試験とは言えないと思います。ですから、含有試験で土対法を持ってくるというのは本当に欺瞞的だと思います。それはそれとして、専門部会でもう一度ご検討いただきたいと思いますが、もう1つ、22ページの油の試験なんですけれども、なぜIR法なのかというのを教えていただきたいんです。TPHはいいと思いますけれども、今はIRじゃなくてGC-FIDというのが一般的だと思います。TPHだけに油を絞った理由

を説明していただけますでしょうか。

卯田

I Rにさせていただいたのは、比較的簡単に油かどうか。よく出てくる場合があると思うんですけれども、水たまり等で酸化皮膜等の鉄分が出てくる場合がございます。そのような場合について、I Rで見れば、本来の油かどうかというのが確認しやすいということもございますので、まずはI Rで見れば、それが鉱物および有機物関係のものかどうかというのが判断できますので、浸透水等から油膜らしきものが出たときに、それで確認するということが可能ですので、すぐにはかれる方法ということでI Rを選定しております。

早川委員
岡村委員
長

違う案件ですけれども、よろしいですか。

どうぞ。

早川委員

委員提供資料 をごらんください。ビスフェノールAの問題です。私が栗東市の調査委員会の委員長をやっていたときにこの問題が出まして、そこに新聞をコピーしたものを用意しましたけれども、そのときの議論は、ここに事務局が書いているように、処分場からの地下水影響の指標にしようなどということではないんです。ビスフェノールAが4万倍を超えるほど出たわけですよ。環境省も、これは危険物質であるということを知っている。これはどうしたものだろうかということで、県の方にも報告を上げて、環境省の方に聞いてくれというふうにお願いしました。ところが、ナシのつぶてだったんです。どうなってしまったのか。

我々としては、これは大変不安に思っているんです。今回、ビスフェノールAの調査をしないということは、これは大したものではないと考えてよろしいのでしょうか。自然界の4万倍を超えていても、先ほど電気伝導度と相関が高いというので説明されましたけれども、要するに塩みみたいなものだ、ほっておけというふうに専門部会は解釈したというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

中村主席
参事

後段の部分につきましては、第3回の委員会の中で、一つの考え方として、ビスフェノールAがいわゆる処分場からの排水のトレーサーみたいな形になるんじゃないかという意見がありましたので、それを踏まえて、トレーサーとしての意味づけみたいなものについて議論していただいたということでございまして、決してトレーサーというような可能性等について議論したわけではないということがまず1点でございます。

それと、もっと大事なものは、ビスフェノールAをどうするかという話でございます。専門部会の中で議論が出ましたのは、ビスフェノールAというのは比較的どこにでも存在する物質である、ある意味で言うと廃プラスチックがあれば必ず出てくるというふうなこともございまして、今回いろいろな評価をしていく上で、その影響といえますか、どの程度とかいう基準が明確なものがございませんので、そのあたりから鑑みて、どの程度のビスフェノールAであるかといったことにつきましては、先ほど早川委員の方からいただ

きました資料のとおり、およそこの程度が周辺井戸から確認できるのではないかと、ある程度わかっておりますので、再度どこどこでどの程度といったようなものではないに、今回はビスフェノールAについては省いたらどうかといったご意見でございました。

早川委員

今後、ここの処分場の対策をしていって、水処理ということも必要になってくると思うんですけども、そのときにビスフェノールAが4万倍であっても構わないというご判断でしょうか。つまり、これは水処理して減らすべきものだというふうなことなんでしょうか。その確認の上で、今回はすでに出ていることがわかっているから調査しないというのならわかるんですが、ここを読む限りはそうではなくて、ほっておいても大丈夫だ、その辺にあるものだというふうなご判断をされたとするならば、はっきりそういうふうに言っていただきたいんですが、いかがでしょうか。

中村主席
参事

そのときの議論の中では、判断する基準がないというようなことで、調査を控えてはどうか、やめてはどうかということでございます。

早川委員

基準がないから調査しないというのはおかしい理屈です。危険性があるかどうか、専門家の人たちはしっかり自分なりの見解を出していただきたいんです。再度これは差し戻していただけないでしょうか。

當座委員

ビスフェノールAに関して、前回の委員会で指標という言葉が私が使わせていただいたんですけども、なぜこういう話を出してきたかというのは、県No.3の井戸からダイオキシン類が一番多いときで環境基準の14倍出たんですけども、ここから出ているダイオキシン類が自然由来なのか処分場由来なのかという話を県とやりとりさせていただいて、県の方は自然由来の可能性があると。私たち住民の方は、これは処分場由来でしょう、処分場の方から出てきているんじゃないですかということでお話しさせていただく中で、ビスフェノールAを市の方で調べていただいて、値とすれば、ほかのところの井戸よりも値は小さいですけども、実際に出てきていると。処分場の方から流れてきている浸透水、地下水の中にそういうものが入っているんじゃないかと。ビスフェノールAというのは、当然、安定型処分場なのでプラスチックが埋められていて、出てきて当たり前なんです。どちらかという自然由来ではないという部分に関して、ビスフェノールAが出てきているんじゃないですかというやりとりもさせていただく中で、今回追加調査で周辺の井戸を掘られるというときに、その影響が周辺にも出ているのか出ていないのかということも心配なので調べていただきたいという意味で前回話をさせていただいたんです。

早川さんもおっしゃったみたいに、ビスフェノールAというのは環境ホルモンで、私たちとすれば、当初から、この処分場に平成11年に県の方と一緒にクロスチェックをして、そのときに黒い浸透水を採取して、そのビスフェノールAをはかっていたら2,900 $\mu\text{g}/\text{kg}$ という値が出てきていて、それ以来ずっと心配してきたというか、環境ホルモンに関していろいろ勉強させていただく中で心配だということで、ずっと市に対してもビスフ

フェノールAを測っていただきたいと。それが周辺にどういう影響をもたらしているのか。

今、中村さんがおっしゃったみたいに、基準が無いのは知っていますけれども、基準が無いから測らなくていいということにはならないと思いますし、いろんな物質の基準ができるまでには、基準が無い段階というのはあると思いますので、逆に言えば、こういうものが処分場から出てきていて、値が高いのであれば、国に対してきちっと基準をつくってくれと。安定型処分場は全国にたくさんありますし、そこから本当にビスフェノールAがどれだけ出てきているのか、それが環境に悪さをしないのかということをお私たちとしては心配しているので、ビスフェノールAに関しては調べていただきたいという思いを持っていますので、もう一度専門部会の方でお話をさせていただいたらありがたいと思います。

池田委員

ビスフェノールAについては、専門家の意見が分かれていますけれども、人への影響というよりも、野生生物、魚介類に対する影響というのが多く指摘されているので、琵琶湖を抱えるここではビスフェノールAを対象にするべきだと私は考えます。

もう1つ、油にまた戻りますけれども、せっかくTPHをはかるのであれば、対策の観点から油種を同定することが必要なわけですね。重油系なのか、軽油系なのか、何なのか。そのためには、やっぱりGC-FIDでやらなければ判らない。油臭と油膜があって検査しているんだから、油があるのは解っているわけです。その油が何かというのを検査で明らかにすることが必要なので、やはり環境省の評価検討会でも推奨されているGC-FIDでやって、油種を同定して、対策の参考にするというのが必要んじゃないでしょうか。

岡村委員
長

ということで、出たご意見を踏まえて、もう一度専門部会でご検討いただいて、出たご意見にお答えいただけるようにやっていただければと思います。

山仲部長

専門部会ではこういうことだったんですけども、今言っていたように、もう一度今日の意見を踏まえて専門部会で議論していただいて、次回報告をさせていただきます。

岡村委員
長

専門部会でご検討いただくという点で、何かほかに追加することはございませんでしょうか。よろしいですか - -。

(「 意 見 な し 」)

では、そういうことで、専門部会にお願いいたしたいと思います。

(4)
委員から
の提供資
料につい
て

次に、議題(4)委員からの提供資料等についてに移ります。提出資料は、事前に送付いただいたものも含めて全部で5件ありますので、それぞれ配付された委員から趣旨等を簡単にご説明をお願いいたします。質疑等については、後で一括して行いたいと思います。

まず、竹口委員から提供資料の説明をお願いいたします。

竹口委員

今までいろいろ有害物質が出たので、調査調査と言っていますけれども、調査はもういいから、とにかく早急に対策を立ててほしいということで、土

壤を徐々に調べていって有害物を除けてもらってということで、一応考えてみました。これは対策にもなると思いますが、とにかく地下水に関しても、2 km 圏内の井戸とか出ていますけれども、3 km のところに栗東市の上水道に使っている井戸があるんです。だから、早急にやってもらわないと困るんです。除去した有害物を一時保管して、有効な手だてがつくまでは保管しておこうということで、とりあえず早急な対策を立てていただきたいということで出させていただきました。

岡村委員
長

次に、提供資料 は、木村委員、山田委員、伊藤委員、竹口委員、當座委員の連名になっておりますけれども、どなたか代表して説明をお願いいたします。

木村委員

それでは、説明させていただきます。

第3回の時に皆様方にご確認をいただきました。その改めての件でございます。安定型最終処分場の廃止基準というのは、最終処分場の廃止基準の項目は16項目ございますが、安定型処分場についてはそのうち10項目の廃止するときの基準というのが設けられております。その中で、特に地域の住民が関心を強く持っております、また心配しておりますのが5項目ございます。それを、順不同ではございますけれども、ここに挙げさせていただきます。

1つは、埋立地の内部が周辺の地中温度に比較して異常な高温になっていないこと、こういう項目が一覧表では8番目に出ておりますが、この部分では、添付資料のビジュアル化してある所の1をごらんになっていただいたら、いかにこの処分場が周辺の温度から見たら高いかということがご判断いただけるということで付けました。

2番目は、先ほどからも問題になっておりますガスの問題でございます。これにつきましても、硫化水素、メタン、二酸化炭素、窒素、酸素、水素等の測定の必要もあるということで、梶山先生の方からガスの調査についてのご意見もいただきましたが、この点についてもしっかりとお願いしたいということでございます。

それから、同じく浸透水の問題につきましては、添付資料 No. 2、3に今までの資料からビジュアル化してございますので、参考資料として見ていただきたいと思っております。この中には、今話が出ておりましたビスフェノールA等の値も出ております。

それから、地下水、一番大きな問題になっておりますけれども、ここにつきましても、添付資料 No. 4 から 12 に今までのデータをビジュアル化してございますので、参考にさせていただいて、廃止基準がクリアできるような対策案の立案をお願いしたいということでございます。

最後の5番目は、現に生活環境保全上の支障が生じていないことということでございますが、ここでは具体的には周辺の井戸水で飲み水に使っているところは無いという説明もございましたけれども、飲んではいけないという広報がされております。したがって、この辺ももう少し明確に、その地

域の井戸所有者、過去の利用者に対して、この辺は本当に支障が生じていない、使えるというのであれば、周辺の井戸については安全宣言を出すとか、何かの方法も講じていただく必要があるんじゃないかということでございます。

以上5点について特にお願いを申し上げたいということで、改めての資料提供ということにさせていただきました。

岡村委員長
当座委員

次に、当座委員から提供資料 の説明をお願いいたします。

吉田管財人さんの方から、マスタープラン素案の意見具申書というのが、去年なんですけれども、8月28日に県の方、市の方、市の調査委員会の方に出不されています。この中で管財人さんが提案してくださっているのは、先ほどから出ています早急に対策をとりながらという部分では、ガス対策、浸透水の対策、地下水対策をとりながら無害化処理をしていったらどうかということ、その無害化処理をしていく中で、誰がそれをするのかということにおいては、県と市と住民なり、あと企業も参画してもらって、事業協同組合というものをつくってやっていったらどうかというようなことを考えて、マスタープランを素案という形で出していただいています。

この対策委員会の方でも、対策を講じると。ただ、生活環境保全上の支障を除去すればそれでいいだけじゃなくて、こんなマスタープランというものを考えた中で、どうしていくのかということを引きちと議論していただけたらいいなと思いますし、先ほど木村委員の方から説明があった廃止基準というのを引きちとクリアしていただけるように、ここの処分場が廃止基準をクリアして安全になって、跡地の利用もできるような形になることを願っていますので、よろしくをお願いいたします。

岡村委員長
早川委員

最後に、早川委員から提供資料 および の2種につきましてご説明をお願いいたします。

は、先ほど説明したとおりです。ビスフェノールAが出たときの新聞記事です。どのぐらいの量が出たのかということは、多分専門部会では事務局の方から何も出ていなかったと思いますので、少し理解を深めていただきたいと思って提供いたしました。

は、今日の資料の中にも入れ込んでいただいたので、あえて別にする必要もなかったんですが、2005年の9月に西側の市道側で坪掘りというかドラム缶の調査を行いました。そのとき私が撮った写真です。見ていただければわかるように、一番上の黒いのは油ぎっているんです。油が、ビニールというかプラスチックというかシートというか、そういうのに付着した状態で出てきました。それから、管のようなものや、本来埋めてはいけない15cm以上の廃プラスチックが大量に出てきたということが判り易いので、提供させていただきました。

以上です。

岡村委員

貴重なご意見、情報の提供をありがとうございます。ご意見、情報の提供

長	をいただいて、今即座にどうこうということは何もできないと思いますけれども、今ご説明いただいた内容について、せっかくの貴重な機会でございますので、ご意見、質問等がありましたらお願いいたします。
梶山委員	<p>今日提供資料 とかをずっと拝見しまして、実はこの辺が最初にもっと議論されなければいけない問題かなと思っています。例えば、 について言いますと、廃棄物を除去した後、保管だけしておくというのは、今の廃掃法のもとでは認められない、つまり違法ということになってしまいますので、保管は基本的に次の処理のための短期間に限るとというのが保管の考え方ですから、やるとしたら、ほかに管理型の処分場をつくってやるしかない。そうすると、やはり莫大な費用がかかりますよということになると思うんです。</p> <p>実は栃木県が似たようなことをやっていて、これは周辺住民からひんしゅくを買っていますけれども、どちらにしましても、早急に具体的な対策を立てなければいけないというのは最初に議論しなければいけない話だと思っておりますが、先ほど冒頭に伺ったところで1つ大変気になったのは、廃棄物だけで40万m³、多分実際に調査して周辺の汚染まで考えるともっと膨らむだろうと。50万m³ぐらいになるかも知れないと。面積にすると4.5haですが、その全体について産廃特措法で対処されるというお話と伺っているのかどうかなんです。それが部分的な話だけだということになりますと、全体の議論がかなり違ってきてしまう。ですから、そこをまず1つ伺いたいのと、調査は当然必要ですけれども、いつまでも調査だけじゃなくて、調査しながら緊急対策、恒久対策を早急に具体化する。これを次回委員会にでも具体的に議論していただければと思います。</p>
岡村委員	事務局の方から特に何かございますか。
長	
上田室長	追加調査は、最終処分場全体の調査をさせていただいて、処分場からの生活環境上の支障を無くしていくための対策を検討していただいているわけですので、全体を対象といたしております。先生のおっしゃるように、対策についてはできるだけ早く議論をしていただけるように、我々事務局としても準備していきたいと考えております。
梶山委員	例えば、現実にドラム缶がいっぱい出てきていましたよね。ああいう部分だけというお話ではないんですね。全体が対象と見てよろしいわけですね。
上田室長	はい。
早川委員	今の話に関わるわけですが、そういう話はいつごろから具体化するんですか。次回から対策の議論も同時並行的にやるというふうに考えてよろしいのでしょうか。
上田室長	目標ということで聞いていただけると、次回ぐらいから入らせていただきたいと思っております。
早川委員	それに関連するんですけれども、その延長線上で、最終的なこの処分場の姿みたいなものもこちらの方で議論しても構わないんですか。
上田室長	前にも議論があったんですけれども、この対策委員会は、R D最終処分場

からの生活環境上の支障を無くしていくための対応策を検討していただくのが主たる目的で設置させていただいたものでございまして、当然、代表の皆さんの幅広いご意見の中で跡地活用というふうなお話が出てくるかもしれませんが、そういうことについては承ることになるのかなと思っております。

伊藤委員 廃棄物の確認のための60mメッシュの調査ですが、これはいつからはかられて、マニュアルでは、出てきた場合にはさらに細かく30m、10mに切って調査をすると書かれてあったんですけども、逆に私は出なくてももっと細かくする必要があると思っていますし、60mで出なかったらどういう判断をされるわけでしょうか。

上田室長 前回までのお話の中で、60mで代表地点をはからせていただいて、そこで問題があればもっと細かく調べていくと。代表地点で問題がなければ、特に調査をするという考え方はしておりません。

伊藤委員 ということは、その場合、廃棄物は確認されなかったということで終わってしまうわけですか。

上田室長 廃棄物の調査もさせていただきますし、処分場の中の地下水も調べるということで説明させていただいているつもりなんです。

山仲部長 まさにおっしゃっているところが議論だと思っていまして、私、引き継いで、60mメッシュで、前はそれでいいよと。ただ、おっしゃったように、出なかったらそれで終わりなのか、出なかった場合、じゃあどうするのか。60mというのは、出るという可能性に基づいて60mということになっているはずなんです。ですから、その議論がきちっとできていないのと、確認が多分取れていない状況なので、むしろご意見をいただいて、経費の問題、時間的问题がありますから、当面今予算措置してあるのは60mメッシュで、前の了解もとの調査をしようということなんです。次のところはご議論いただかないと、恐らくまだ白紙の段階です。県としては、今ご説明したようなことで、出なかったら出なかったという判断にしようということだったんですが、そこは疑義が存在するだろうと思います。

伊藤委員 むしろ処分場全体の廃棄物量の確認ということであれば、全部掘らないと分からないわけですよ。それが一番確実だと思うんです。それにいかに近づけるかということをお案していかないと、処分場の全体像というのは絶対読めないと思うんです。それが出なかった場合にどうするかという議論を、きちっと予算措置も含めてしておく必要があると思っています。細かな調査もたくさんしたんですけども、やはり行き先とどれだけの時間を要するのかということがわからないと、旅行する場合でもそうなんですけれども、何に乗っていったどのスピードで走ればいいのかということがわからないわけです。先ほども話が出ましたけれども、管理型にするのか、よそに全量移転、撤去するのか、そこらの全体的なことが、措置法の範囲によってどれだけ適用の額が変わってくるかということもあろうかと思うんですけども、やはりこれは県として重く受けとめる責任がありますので、そこがなくてもどうするという一つの県としての方針を持っていただくべき問題だと私は思っ

山仲部長	<p>あります。その辺の見解はいかがですか。</p> <p>当面の調査は、とりあえず 60m と。これは 2 つ根拠があって、了解いただいたというのと、さっきも梶山先生に言っていただいたように、特措法の最低要件ですから、それで調査を試みよう。次に、出てくれば当然あいうことですし、出てこなかった場合どうするか。いずれにしても、基本的に問題の処分場の一番いい解決策を探ろうということですから、またそれについては先ほどの対応策も並行して検討しよう。平たく言えば、着地点を見出しながら常に議論しないと意味がないと思いますから、そのあたりについても次ご議論していただけるような提案をしつつ、議論していただきたいと思います。</p>
岡村委員長 當座委員	<p>議題(4)から(5)に移っておりますけれども……。</p> <p>追加調査で予定されている西側市道側のドラム缶が出てきた法面のところの掘削調査というか、法面をちょっと削って、ドラム缶があるのかないのかという確認調査をするという部分なんですけれども、あれは、この間の網のかかったというか、全体的に掘削するわけじゃないんですね。あの一部分というか、どこの部分をするかというのを県の方で絞られて計画を出して下さるといことなんです。</p>
上田室長	<p>掘削につきましては、前回の追加調査の中で説明をさせていただきましたけれども、具体的な場所についてはまだ協議をさせていただいておりません。そういう中で、我々、事業者責任追及という範囲の中で、こちら辺が妥当ではないかというふうな資料をつくらせていただいて、そしてお示しさせていただきたいと思いますので、今日の段階ではご議論させていただくことはできません。</p>
梶山委員	<p>これは質問なんですけれども、3回の議論に出ていなかったのによくわからなかったんですが、60mメッシュの調査をすると。これはボーリングですね。</p>
上田室長	<p>追加調査でこの対策委員会にお願いしたのは、ボーリング調査と重機による掘削調査を説明させていただいて、ボーリング調査については場所を説明させていただきまして、掘削調査については、今後場所については検討ということになっております。</p>
梶山委員	<p>そうしますと、ボーリングについては、いわゆる細いボーリングでは余り役に立たないと思うんですが、どの程度の大きさのボーリングで、深さも、多分そこに達するまで、あるいは地山の下までやるんだと思いますが、その辺の詳細と、トレンチの場合には、当然深さと幅と大体の大きさ、長さが視野にあると思うんですが、それをご説明いただけますか。</p>
谷本	<p>ボーリング調査につきましては、通常のボーリング径 86mm でやるつもりをしております。それと、調査の深度につきましては、廃棄物調査というものと地層および地下水の確認調査というものを処分場内で考えておまして、廃棄物調査につきましては、廃棄物の下に地山が確認されるまで、地層と地</p>

	<p>下水の調査につきましては、先生以前に来ていただいていたのであれなんですけれども、下に地層が確認できる鍵層というのがございまして、その鍵層を確認するまで掘るといふふうに考えております。</p> <p>それと、掘削調査につきましては、通常の重機の場合ですと、深度5mが一般的にGLから掘れる深度になっておりますので、概ねその深度を、もしくはもう少し深いこともあるかもしれませんが、2段掘りぐらいまでは考えたいと考えております。</p>
梶山委員	<p>ボーリング調査に86mmというのはわかるんですが、私が大変疑問を持っているのは、要するに非常に狭い領域ですから、しばしば大事な部分を落としてしまうわけです。それを補うために通常トレンチ調査をやるわけだと思っておりますが、そういう意味で言うと、ボーリングでも、要所要所では人が入れる程度の深掘りをする。これは実際にやっている例があるわけで、そういう工法も提案されているわけですから、ボーリング調査だけで60mメッシュというのは、調査としては非常に甘いなという感じがします。</p>
谷本	<p>もしもなんですけれども、地層確認のところは、できたらボーリングで... ...。ただ、地層確認の場合は、86mmで貫入した後に、146mm程度の大きい - - 大きいといっても倍程度ですけれども、それぐらいのケーシングを落としながら、コンタミネーションを防止するという目的も含めてそれを落としていきますので、すべて86mmで掘るといふわけでは当然ございません。</p> <p>それと、もしもあれでしたら、ケーシングといいまして、以前も硫化水素ガスが高濃度で確認された箇所については、1,500mm - - 1m50cmの径の鉄の管を落とし込んでいくというふうな掘削調査も実際行っていたわけなので、その辺についても考えていきたいなと考えております。ただ、大きい径を掘るといふことですので、経費的な面も当然勘案しなければなりませんので、ここでちょっと即答は避けさせていただきたいと思っておりますけれども、その辺を視野に入れながら考えさせていただくということです。</p>
上田室長	<p>今の説明で、掘削調査をするという中で、ケーシングが妥当だということであれば、掘削のかわりにケーシングということも検討しているというふうにご理解していただきたいと思っております。</p>
梶山委員	<p>当然、ケーシングをやった方が情報ははるかに広がるわけですから、その方がいいに決まっているわけなんですけれども、もちろん経費の問題があるというのには理解します。</p> <p>それと、掘った後、モニタリング井戸として継続して使用するという計画はあるのでしょうか。</p>
谷本	<p>地層確認用のボーリングにつきましては、観測井戸といいますか、モニタリング用の井戸として、さや管を入れてといいますか、井戸仕立てにするというふうに考えております。</p>
當座委員	<p>廃棄物のところでボーリングするときには、井戸として残すところは1本もないんですか。</p>
谷本	<p>今のところは考えておりませんし、現に平成16年度業務、実際には平成18</p>

	<p>年3月に設置した井戸につきましては1カ所、井戸として仕立てている箇所がございますので……。</p>
當座委員	<p>廃棄物調査をした時に水を見るわけですよ。それは、掘りながら水をとって分析するということなんですか。一たん井戸をつくって、その中で採水していくということじゃなくて。</p>
谷本	<p>掘りながらです。落ちついた段階でという形になると思います。</p>
當座委員	<p>深掘り工事のときに、県 No. 8 の浸透水を見る井戸というのが工事のために除去されてしまったんですけれども、そういう部分では、浸透水を見るのに何カ所か残していただけるようなことも考えていただきたいと思います。</p>
山仲部長	<p>予算の問題がありますから、今回どうするかはありますけれども、必要なものであれば、それはやらせていただきたいと思いますが、ちょっとそれも預らせていただけますか。</p> <p>それと、伊藤委員が言われたことも、今のこれと関係しますね。梶山先生が言われたので、私たちも何もよけて掘ろうというつもりは全くなくて、見つけ出そうという趣旨ですから、補完的にやるのか、今みたいに今回の調査をより広く把握できるような組み換えをするか、そこも検討させていただきます。</p>
梶山委員	<p>ガスのモニタリングはやるんですか。</p>
谷本	<p>はい。</p>
當座委員	<p>去年3月に3本ボーリングしていただいた時に、実際に水も測っていただいて、そこからベンゼンが出てきていたと。でも、その部分は井戸として残さなかったもので、埋め戻してしまっただけですよ。だから、その結果が出てくるまで置いておくなり、分析にちょっと時間がかかるので、そこにあることがわかってから、あれは井戸として残しておいてもらった方がよかったと言っても遅いわけですよ。そこら辺のことをもう少し考えていただけたらありがたいんですけども。</p>
岡村委員	<p>ということで、ご検討ください。</p>
長	<p>では、時間も時間ですので、委員からの意見はこれで終わりたいと思います。</p>
上田室長	<p>事務局の方からご説明いただく点があるようですので、お願いいたします。</p> <p>資料4をごらんいただきたいと思います。RD最終処分場におけるPCB廃棄物の取り扱いについてということで表題を打たせていただいております。1枚物で、右肩に資料4と書いております。</p> <p>RD最終処分場におけるこれまでの廃棄物 - - ドラム缶とか廃棄物土の分析では、PCBについて、溶出試験では不検出でございました。含有試験では、微量ながら検出されている状況でありますけれども、低濃度であるものの1 - - 後で説明させていただきますけれども - - のとおりPCBが含有されていることや、RD最終処分場に係る対応策を遺漏なく慎重に検討していくために、RD最終処分場のPCB廃棄物の取り扱いについて、専門部会や対策委員会でご審議をいただきたいということで、この資料をつくらせてい</p>

いただきました。この審議結果を踏まえまして、今後の措置事項を検討していきたいと考えております。

1 番目に、最終処分場におけるPCBの検出状況でございますが、これまで、西市道側の平坦部、2番目の深掘り箇所是正工事、北尾側セットバック工事、処分場の中央部、それから年4回やっているモニタリング調査でPCBの分析をやっているわけですが、溶出試験についてはすべて出ておりませんが、含有試験の中で出ております。出ている状況は、このような状況でございます。

(2)を見ていただきたいんですが、PCBが含有試験で検出される原因については、廃PCB等やPCB汚染物が違法に投棄された場合に当然PCBが検出されることになるわけでございますが、RD最終処分場で検出されるPCBは含有で0.01~1.0mg/kg - - ドラム缶で1.2mg/kg という数字が出ておりますが - - と低濃度であり、検出原因としては、廃棄物処理法に規定するPCB処理物や汚泥等のうち判定基準を下回る廃棄物や、PCBが0.5mg/kg の値以下で含まれる重電機器等の絶縁油が何らかの経路で埋め立てられたことも想定できますので、原因となる廃棄物の種類についてはわからないという状況でございます。

今申し上げましたPCB処理物や汚泥等ということにつきましては、裏面を見ていただきたいんですが、裏面に廃棄物処理法とPCB特措法の取り扱いということで整理をさせていただいております。特別管理産業廃棄物の中には、 から までございます。廃PCB等、PCB汚染物の2つは、PCBが少しでもあればPCBということになっています。 は、PCB処理物ということで、廃油ですと0.5mg/kg を超えたもの、廃酸、廃アルカリですと0.03mg/L を超えたものというふうな基準があって、一定の基準を超えたものがPCBだという基準になっております。 、 の汚泥、廃酸、廃アルカリにつきましても、溶出で0.003mg/L を超えたものがPCBの特別管理産業廃棄物だと。廃酸、廃アルカリもそういうふうな状況だと。もう1つは、PCBが検出されても、先ほど言いました上の特別管理産業廃棄物のPCB処理物の基準以下のもの、それから指定下水汚泥等、汚泥、廃酸、廃アルカリの基準以下のものについては産業廃棄物として通常に処理される。重電機器等の0.5mg/kg 以下の絶縁油についても産廃として処理されるというふうな規定がございまして、先ほど私が申し上げました、この処分場からPCBが検出される原因というのはよく解らないという状況でございます。

2の(2) 特別管理産業廃棄物になれば、ということが廃掃法に規定されているかといいますと、高温 - - 1,100 以上で2秒以上滞留して焼却をなさないと。それから、別に環境大臣が定める方法があるので、それでやりなさいと。産業廃棄物としては、埋立処分または焼却処分ができるだろうというふうなことを整理させていただいております。

(3) PCB特措法の中では、PCB製品(トランス絶縁油、熱媒体等)由来のものについてはPCB特措法の適用になって、保管届け出、適正保管、

定期報告、期限内処理というものが義務づけられているという法の整理をさせていただいたわけですが、今回含有されておりますので、これについて慎重に検討していくために、まず専門部会にこのことをご報告してご意見をいただいて、そしてまた対策委員会にご審議していただくという考え方をいたしておりますので、ご了承いただきたいということをお願いいたします。

岡村委員
長

続いて、資料5についても説明をお願いいたします。

乾澤委員

栗東市の乾澤でございます。

資料5をご覧いただきたいと思います。昨日、市におきまして栗東市の環境調査委員会を開催いたしまして、その際に発表したものでございます。

まず、2枚目の地図をご覧いただきたいと思います。市では、処分場周辺の観測井戸の水質モニタリング調査を行っておりまして、処分場北西約400m、図面の左下でございますけれども、市の観測井 No. 3 というのがございます。ここでは、調査毎に水銀が検出されておりまして、現在まで最高で0.028mg/L（環境基準の56倍ということでございますけれども）が検出されてきている井戸でございます。この上流約100mのところ、市の観測井 No. 7 というのがございます。ちょうど経堂池の下流でございますけれども、この井戸については、市 No. 3 井戸の水銀の追跡調査のために平成15年に設置した観測井戸でございまして、ストレナーは、右端に書いてございますけれども、GL - 約13~22mに設置しておりまして、現在まで、平成16年に2度環境基準の5倍を検出して以来3年ほどは検出されなかった井戸でございます。No. 3、No. 7 とともに、第2帯水層で、この対策委員会の資料からいきますとKs2に該当するかと思いますけれども、それをターゲットとした井戸でございまして、両井戸ともに自噴をしております。

このたび、1枚目の資料のとおり、平成19年3月19日に行った調査におきまして、0.093mg/L ということで、環境基準の186倍の水銀を検出したところでございまして、その後、4月13日、5月7日に追加調査を実施いたしました。表に記載のとおりでございまして、5月7日には、放水10分後に0.028mg/L、75分後には0.14mg/L ということで、基準の280倍を検出したところでございます。このいずれも、ろ過後には検出されていないところでございます。そのほかにも、SS濃度、また硫酸イオン、塩化物イオンも分析したところでございます。

3年ほど出ていなくて、突然高濃度で検出されたというところでございまして、状況的には、近くで道路工事がなされておりますけれども、ほかには変化が見られない状況でございます。市としましては、今後も引き続きモニタリング調査を実施していくこととあわせまして、SS成分の分析も行っていきたいと考えておりまして、今後の審議の参考になればということで情報提供をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

岡村委員

ありがとうございます。今、2件ご説明いただきましたけれども、何か質

長	問、ご意見ございましたら。
早川委員	資料4に関して、専門部会の方で検討していただけることは基本的に了承するんですが、その検討内容はどういうことになるんでしょうか。というのは、今の説明を聞く限りは、法の適用としてどこに当てはまるのかみたいな議論になるのかなと。そうすると、専門部会の先生方の分野から少しずれるような気もするんですが
上田室長	含有されていることが、生活環境上の支障の中で、対策を実施していく中で、どういうふうな影響を与えるかというふうなことについて審議をしてもらうことになるのかなと思っています。PCBが含まれている廃棄物土に対して対策を打っていく中で、どういうふうに考えたらよいのかと。PCBの悪影響をどう考えたらいいのかということについて検討してもらうことになるかと思っています。
梶山委員	栗東市のデータで関連して伺いたいんですが、経堂池のすぐ近くですよ。この経堂池の底泥の水銀の含有濃度は調べられたことがありますか。どれぐらい出ているんでしょうか。
早川委員	たしかかなり初期にやったと思います。
當座委員	今日いただいた資料の10ページに経堂池の水質の調査の結果を入れていただいている、平成11年の9月8日に経堂池の底質を行われていて、ここに書いてあると思うんですけども、この調査は、池の3カ所で試料、検体をとって、それをミックスして検査しているので、処分場に一番近いところでどれぐらい出ているとかというような数字ではないというふうに見ただけならいいと思います。
梶山委員	今日の資料のどれですか。
當座委員	今日の資料の10ページです。左側の一番上です。
梶山委員	でも、具体的な数値じゃないですね。
當座委員	具体的な数字は、前いただいている資料で底質と底質と調べられていて、水銀は、底質試料の方は0.10mg/kgとなっています。底質試料の方は、検出限界未満という形での報告がなされています。
梶山委員	これは塩酸抽出ですかね。それはデータを.....。
岡村委員	ほかにかがででしょうか。
長	
當座委員	総水銀が出てきたということで、追加調査というのを市の調査委員会の方でずっとされていたと思うんですけども、今後の予定とかがありましたら、ちょっと聞かせていただけたらと思います。
乾澤委員	栗東市では、今まで、先ほど申しましたNo.3で水銀がずっと継続的に出ておりました。今回、その上流約100mのところ、こういった形で出ました。今までの市の調査委員会の議論の中では、No.3の上流ということで考えていたところ、ございまして、今回No.7が出てきたということでございまして、こういったものも踏まえて、予算は確保しておりますので、そういった状況、また処分場内の調査の状況もあわせて、市の調査委員会の中で十分ご

(5) その他	岡村委員 長	<p>議論いただきたいと考えております。</p> <p>よろしいでしょうか - -。</p> <p>では、他にございませんでしたら、本日予定いたしておりました議事は以上ですけれども、何か全般的にご意見等があれば、よろしゅうございますか - -。</p> <p style="text-align: center;">(「 意 見 な し 」)</p> <p>それでは、特に無いようですので、これで本日の第4回対策委員会を終了させていただきます。どうも長時間にわたりありがとうございました。</p> <p>この後、事務局の方から事務連絡等があるようでございますので、よろしくお願いたします。</p>
	司会	<p>それでは、事務局の方から事務連絡をさせていただきます。</p> <p>今日の資料の中にお配りさせていただいていると思いますけれども、第3回の対策委員会の概要と議事録がありまして、一部委員の先生から修正をいただいておりますので、修正したものをに入れておりますので、また確認していただきたいと思います。</p> <p>それから、次回の対策委員会、専門部会の日程調整をさせていただきますので、前回と少し重なる部分はございますけれども、お帰りになりましたら、5月25日までに事務局の方までファクスしていただければ、また日程を決めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。</p>
3. 閉会	梶山委員	<p>冒頭に資料のことを申し上げたんですけども、これは整理するときに大変困るんです。つまり、同じようなのがあって、こっちが修正したやつだとか、大部分が同じだとか、大部分が同じなのは、むしろこういう部分が違ってきますよというのをつけて、それだけいただいた方が資料の整理にはずっといいと思うんです。しかも、ほとんど変わっていないものも相当あるみたいですから、そのようにお願いできたら私はありがたいです。</p>
	司会 岡村委員 長	<p>わかりました。その辺はまた工夫させていただきます。</p> <p>では、終了いたします。ありがとうございました。</p>

以 上